平成22年度重点提案•要望書

福井県

福井県政の推進につきましては、日ごろから格段の御配慮、御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

今、我が国においては、経済のグローバル化、急速な少子高齢化、 本格的な人口減少の時代を迎え、地域間格差が深刻な課題として浮 き彫りとなっています。

特に、昨年秋以降の世界的な経済金融情勢の混乱が続くなかで、 地方の経済、雇用情勢は急速に悪化しています。

一方、地方が創意と工夫による住民本位の施策を展開できるよう、 国と地方の役割分担を明確にしながら地方の権限と責任を大幅に拡 大するための「地方分権改革」が進められています。

こうした中で、本県においては、

○元気な社会、○元気な産業、○元気な県土、○元気な県政 の4つのビジョンにより、県民の「暮らしの質」を高め、ふるさと に誇りを持てる地域づくりを目指した県政の推進に全力で取り組ん でいるところであります。

次に掲げた事項は、いずれも、都市と地方の格差の解消と本県活性化のために必要不可欠な重点提案・要望事項であります。平成22年度政府予算編成に当たりまして、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成21年6月

福井県知事 あいー誠

平成22年度重点提案 · 要望項目一覧

最重	重点事項	
●糸	経済危機を克服する地域経済対策について	1
● 対	也方分権改革の推進について	8
●翁	ffたな過疎対策法の制定について	1 4
● ‡	比陸新幹線の早期認可と県内整備促進について	1 6
●高	る 現格幹線道路の早期開通に向けた建設促進について	1 8
●原	京子力発電所の安全確保対策について	2 0
•==	ニネルギー研究開発拠点化計画の推進および原子力発電所	の立地に伴う
坮	也域振興の充実について	2 5
重,	点事項	
1	ふるさとを元気にする交流と定住の促進について	3 1
2	低炭素・循環型社会を目指す環境対策について	3 8
3	地方の創意を活かす教育体制の整備について	4 2
4	結婚から出産、学童保育に至る一貫した少子化対策の推定	進について
		4 6
5	健康で安心な暮らしをつくる医療・介護の確保について	4 9
6	暮らしの豊かさを支える農林水産業の再生について	5 9
7	県民の安全を確保する仕組みの充実・強化について	6 3
8	ハード・ソフト両面による災害対策の強化について	66

省 庁 別 目 次

	(H. 2)	
省 庁 名	提案・要望項目	頁
内閣官房	●北陸新幹線の早期認可と県内整備促進について	16
内閣府	●経済危機を克服する地域経済対策について	1
	●地方分権改革の推進について	8
	●原子力発電所の安全確保対策について	20
	●エネルギー研究開発拠点化計画の推進および原子力発電所の	25
	立地に伴う地域振興の充実について	20
	○結婚から出産、学童保育に至る一貫した少子化対策の推進に	46
	ついて	
	○健康で安心な暮らしをつくる医療・介護の確保について	49
警察庁	○県民の安全を確保する仕組みの充実・強化について	63
総務省	●経済危機を克服する地域経済対策について	1
	●地方分権改革の推進について	8
	●新たな過疎対策法の制定について	14
	●北陸新幹線の早期認可と県内整備促進について	16
	●エネルギー研究開発拠点化計画の推進および原子力発電所の	25
	立地に伴う地域振興の充実について	25
	○ふるさとを元気にする交流と定住の促進について	31
	○低炭素・循環型社会を目指す環境対策について	38
	○県民の安全を確保する仕組みの充実・強化について	63
	○ハード・ソフト両面による災害対策の強化について	66
外務省	○地方の創意を活かす教育体制の整備について	42
財務省	●経済危機を克服する地域経済対策について	1
	●地方分権改革の推進について	8
	●北陸新幹線の早期認可と県内整備促進について	16
	●エネルギー研究開発拠点化計画の推進および原子力発電所の	
	立地に伴う地域振興の充実について	25
	○ふるさとを元気にする交流と定住の促進について	31
	○低炭素・循環型社会を目指す環境対策について	38
文部科学省	●原子力発電所の安全確保対策について	20
	●エネルギー研究開発拠点化計画の推進および原子力発電所の	
	立地に伴う地域振興の充実について	25
	○ふるさとを元気にする交流と定住の促進について	31
	○低炭素・循環型社会を目指す環境対策について	38
	○地方の創意を活かす教育体制の整備について	42
	○結婚から出産、学童保育に至る一貫した少子化対策の推進に	
	ついて	46
	○健康で安心な暮らしをつくる医療・介護の確保について	49
	○ハード・ソフト両面による災害対策の強化について	66
厚生労働省	●経済危機を克服する地域経済対策について	1
—	○結婚から出産、学童保育に至る一貫した少子化対策の推進に	
	ついて	46
	○健康で安心な暮らしをつくる医療・介護の確保について	49
農林水産省	●経済危機を克服する地域経済対策について	1
<i></i>	●地方分権改革の推進について	8
	○暮らしの豊かさを支える農林水産業の再生について	59
経済産業省	●経済危機を克服する地域経済対策について	1
	●原子力発電所の安全確保対策について	20
	●エネルギー研究開発拠点化計画の推進および原子力発電所の	
	立地に伴う地域振興の充実について	25
	○低炭素・循環型社会を目指す環境対策について	38
国土交通省	●経済危機を克服する地域経済対策について	1
	●地方分権改革の推進について	8
	●北陸新幹線の早期認可と県内整備促進について	16
	●高規格幹線道路の早期開通に向けた建設促進について	18
	●原子力発電所の安全確保対策について	20
	○ふるさとを元気にする交流と定住の促進について	31
	○低炭素・循環型社会を目指す環境対策について	38
	○県民の安全を確保する仕組みの充実・強化について	63
	○ハード・ソフト両面による災害対策の強化について	66
環境省	○低炭素・循環型社会を目指す環境対策について	38
20.75 H	○県民の安全を確保する仕組みの充実・強化について	63
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	●北陸新幹線の早期認可と県内整備促進について	16
~ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	● TOTE AND LET INVEST 1 - NATIONAL OF ANY OFFICE AND MEN IN ME	
西日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱	∥●高規格幹線道路の早期開通に向けた建設促進について	18

最重点事項



(内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

経済危機を克服する地域経済対策について

担当部局 総務部財務企画課、総合政策部電源地域振興課、産業労働部経営支援課、企業誘致課、 労働政策課、観光営業部国際・マーケット戦略課、土木部土木管理課

【提案・要望の内容】

1 経済対策に必要な財源の確保について

厳しい経済状況により地方税収が急減する中で、地域の実状に応じた経済対策を機動的に行うためには、地方が柔軟に活用できる財源を確保することが不可欠である。

このため、地方交付税の充実を図るとともに、国の経済対策により地方に配分される基金等については、地方の独自の事業に活用しやすいよう、要件の緩和を図ること。

2 中小企業の資金繰り対策の強化について

(1) セーフティネット保証(1~4号)の別枠設定

中小企業者の資金繰りを支援するため、大型倒産や災害時におけるセーフティネット保証(1~4号)について別枠の無担保枠を設定すること。

(2) 緊急保証制度における全業種の指定

急速に経済環境が悪化し、あらゆる業種の中小企業者が厳しい経営を強いられていることから、緊急保証制度の対象を全業種に広げること。

(3) 小規模事業者経営改善資金融資(マル経融資)の金利負担軽減

厳しい状況が続く小規模事業者の資金繰りを支援するため、マル経融資の金利負担を軽減すること。

(4) 代位弁済時における保証協会に対する損失補償の拡充

信用保証協会が今後も安心して中小企業を支援するための保証を継続できるよう、全国信用保証協会連合会の信用保証協会に対する損失補償割合を拡充するとともに、同連合会の損失補償に係る基金を十分に造成すること。

3 経済危機に対応した雇用対策の実施について

(1) 雇用創出に関する交付金事業の弾力的な運用

ふるさと雇用再生特別交付金について、企業、団体への委託事業に加え、 公的団体等が実施する補助事業も対象とすること。

また、緊急雇用創出事業について、雇用就業期間の長期化、雇用契約の複数回更新など、弾力的な運用を認めること。

(2) 雇用失業情勢に係るデータの早期公表

各都道府県の求人倍率や求人・求職の動向などのデータについて、できるだけ早期にきめ細かな情報を速報として公表すること。

4 新事業を展開する中小企業への支援について

(1) サービス(役務)分野への官公需を促進する随意契約制度の導入

中小企業の販路開拓を支援するため、サービス(役務)の分野においても、自治体からの発注を促進する政策的随意契約制度を導入すること。

(2) 新事業を展開する中小企業への発注を促進する優遇税制の導入

新事業を展開する中小企業への発注を増加させるため、発注側(大企業)に対する税制面での優遇などのインセンティブを導入すること。

- 5 農商工連携の推進について
- (1) 植物工場の企業立地促進法の支援措置適用

植物工場の立地は、地域の雇用や所得向上に貢献するものであり、企業立地促進法の目的である地域経済の自律的発展の基盤強化につながるものであることから、同法の支援措置の対象業種とすること。

(2) 植物工場研究拠点整備への支援

「エネルギー研究開発拠点化計画」における研究開発機能の集積を図り、本県嶺南地域への植物工場の立地を促進するため、植物工場基盤技術研究拠点整備事業により支援すること。

6 海外市場への販路開拓に係る取引先の信用調査について

中小企業が海外の企業と取引を行おうとする際に、債権(売掛金)の回収リスクが大きなネックとなっている。このため、中小企業では困難な現地企業の信用調査に対する支援を行うこと。

7 国発注事業における県内建設業者への発注の促進について

地域経済の効果的な活性化のため、工事の発注に当たっては、県内建設業者の受注機会の増大および早期発注を進めること。

【現状と課題】

- 〇 経済対策に必要な財源の確保
 - ・ 国の経済対策により配分される基金等については、対象事業が限定されているため、地域の実状に応じた柔軟な活用を可能とすることが必要

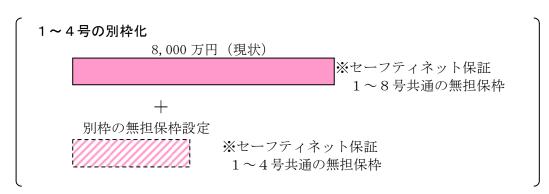
交付金の使途制約の例・提案

- ①ふるさと雇用再生特別交付金(本県配分額 約42億円(20年度2月補正))
 - ・民間への委託事業に加え、公的団体等が実施する補助事業も対象とすること。
- ②障害者自立支援対策特例交付金(本県配分額 約9億円(20年度2月補正))
 - ・障害福祉圏域あたりの上限額が決まっているが、積極的に取り組む圏域の市町に十分な額を配分することにより、より有効な障害者支援が可能となる。
- ③社会福祉施設耐震強化等臨時特例交付金(本県9月補正で対応予定)
 - ・対象外となっている通所系施設については、避難が困難な障害者も多数利用してお り、耐震化を促進するため補助対象に加えることが必要。

〇 中小企業の資金繰り対策の強化

(1) セーフティネット保証(1~4号)の無担保保証の別枠化

- ・福井県内では、今年2月に県内最大手の建設業者が民事再生申立てを行うな ど大型倒産が県内中小企業に大きな影響を与えている。
- ・セーフティネット保証の無担保枠に空きがない中小企業も少なくない状況であり、大型倒産や突発的災害が発生した場合、新たに保証を受けられない状況にある。
- ・現在、セーフティネット保証の無担保枠は8,000万円まで填補されているが、大型倒産や災害時に利用できるセーフティネット保証(1~4号)について新たに別枠で無担保枠を設けることにより、緊急時の資金繰りの円滑化を図られることが望まれる。



(2) 緊急保証制度における全業種の指定

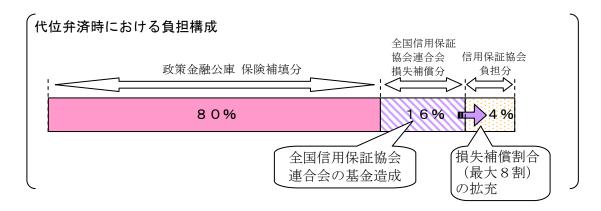
・ 緊急保証制度の指定業種は、制度創設後も追加指定が4度行われ、現在は 全900業種のうち781業種が対象となっているが、「調剤薬局」などは 指定されていない。

(3) 小規模事業者経営改善資金融資(マル経融資)の金利引き下げ

- ・ 厳しい経済状況の中で、依然として資金繰りに苦しむ企業は多く、小規模 企業ほど厳しい状況
- 本県では、小規模事業者向けの無担保無保証のマル経融資について、全国 に先駆けて利子補給(0.5%)を実施
- 国においては、マル経融資の金利負担を軽減するなど、小規模事業者の資金繰り支援を強化することが必要

(4) 代位弁済時における保証協会に対する損失補償の拡充

- ・ 企業倒産の増加等に伴い代位弁済が急増しており、福井県信用保証協会は 2期連続の赤字決算で厳しい経営状況
- ・ 赤字に充てられる収支差額変動準備金は、平成10年度の31億円から、 20年度には20億円にまで減少
- ・ 保証協会が、今後も継続的に中小企業者を支援するための保証を続けるためには、信用保証協会の代位弁済時の負担を軽減する体制が必要



〇 経済危機に対応した雇用対策の実施

(1) 雇用創出に関する交付金事業の弾力的な運用

- ・ 現下の雇用情勢は、4月の有効求人倍率が0.54倍、全国平均も0.4 6倍となる非常事態
- ・ ふるさと雇用再生特別交付金は、企業、団体への委託事業のみが対象であるが、商店街振興組合等が空き店舗を有効活用し商店街の活性化を図る事業など、公的団体等が実施する補助事業も対象とし、より幅広く雇用創出を図ることが必要
- ・ 緊急雇用創出事業については、短期のつなぎ雇用(6か月未満、介護・福祉・子育て・医療・教育等の重点分野は1回更新可能)を対象としているが、雇用就業期間の長期化、雇用契約の複数回更新など、離職者が長期の安定した雇用を確保できるよう措置を講じることが必要

(2) 雇用失業情勢に係るデータの早期公表

- ・ 求人倍率や求人・求職の動向等については、これまで厚生労働省および都 道府県労働局がほぼ1か月後に公表
- ・ しかし、最近の雇用失業情勢は、世界的な金融危機などの影響を受け、短期間に大幅に変動
- ・ 都道府県として、地域の雇用施策をより機動的に打ち出すためには、これまで以上に短期に、業種別の求人倍率など分野ごとの動向を踏まえたより 詳細な雇用失業情勢を把握することが必要

〇 新事業を展開する中小企業への支援

(1) サービス(役務)分野への官公需を促進する随意契約制度の導入

- ・ 福井県では「ベンチャー企業等へのチャレンジ発注推進事業」により中小 企業等が開発した新商品や新役務を認定し、企業の販路開拓を支援してい る。しかし、役務については県自らが随意契約で購入することができない。
- ・ このため、「役務の提供」についても政策的随意契約の対象とするよう、同 施行令を改正することが必要

政策的随意契約

・地方自治法施行令では、新たな事業分野の開拓を図る者として自治体の認定を 受けた中小企業からの「物品の買入れ」は政策的随意契約の対象となっている が、「役務の提供」は対象外。

政策的随意契約の対象商品事例(福井県のチャレンジ発注推進事業認定事例)

(平成17年度~20年度の認定企業は39社 うち「役務」は16)

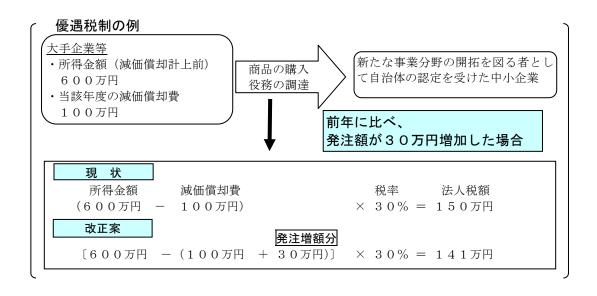
(1//) 1/24 1/24 <u> </u>		
商品の具体例	役務の具体例	
(現行:政策的随契対象)	(政策的随契の対象として追加要望)	
・間伐材を利用した板材、パネル	・施設等のメンテナンス	
• 環境対応型和紙用紙	(特殊コーティングによる遮熱・消音)	
・動物忌避効果のある資材	省エネ対策エンジニアリングサービス	
・災害時用の折り畳み式マット	・ロールプランターによる芝生施工	

(参考)障害者授産施設等による役務の提供

・平成20年4月の地方自治法施行令改正により、「物品の買入れ」に加え、「役務の提供」も政策的随意契約の対象に拡大(施行令167条の2 1項3号)

(2) 新事業を展開する中小企業への発注を促進する優遇税制の導入

・ 障害者授産施設等への発注に対して適用される発注促進税制について、 「新たな事業分野の開拓を図る者として自治体の認定を受けた中小企業」へ の発注も適用対象とし、中小企業の新事業展開を支援することが重要



〇 農商工連携の推進

(1) 植物工場の企業立地促進法の支援措置適用

- ・ 植物工場は、業種区分が「農業」として分類されることから、企業立地促進法の支援対象外
- ・ 植物工場は、地域産業の活性化に寄与することから、工場建設や設備投資 に要する経費等について、企業立地促進法による支援措置が必要

企業立地促進法

(支援内容)・設備投資の特別償却・不動産取得税の課税免除

・県固定資産税(大規模償却資産)の課税免除(3年間)等

本県独自の取組み(支援内容)【20年度~】

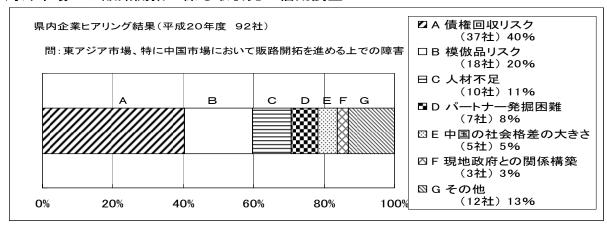
・企業立地促進補助金の対象業種に農産物(植物)工場(要件:投資額5億円以上、かつ新規雇用10人以上)を追加し、土地取得・造成費、工場建設費、機械装置整備費に対して10%補助

(2) 植物工場研究拠点整備への支援

- 本県嶺南地域は、電力料金が安く、関西・中京圏等の消費地に近いことから、植物工場の積極的な企業誘致活動を展開
- ・ 「エネルギー研究開発拠点化計画」では、研究開発機能の強化を大きな柱 としており、若狭湾エネルギー研究センターでは植物工場に関連する研究 開発を実施
- ・ 生産技術、人材育成、販売促進など植物工場を普及するための課題を解決 する研究拠点を整備し、より一層、植物工場の立地を促進

FUKUI PREFECTURE

〇 海外市場への販路開拓に係る取引先の信用調査



○ 国発注事業における県内建設業者への発注の促進

- ・ 国発注工事の県内建設業者の受注率は、全国的に見ても低水準
- ・ 分離・分割発注の促進、入札参加条件における県内を対象とした地域要件の設定、総合評価落札方式における地域貢献度・地域精通度等に対する加 算点の引上げなど、県内建設業者の受注機会の増大に努めることが必要

国発注工事の県内建設業者の受注率(平成19年度)

	福井県	石川県	富山県
国土交通省	30%(57/188億円)	5 2 %	5 2 %
農林水産省	2 4%(13/54億円)	1 2 %	5 2 %

本県独自の取組み

- ・地域防災力の維持の観点から、地域の建設業者等の育成・支援に配慮した入札制 度に改正
- ・分離・分割発注による地元発注の促進 ・県産品(県産資材)の活用
- ・県内建設業者の下請への活用

(内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省)

地方分権改革の推進について

担当部局総務部財務企画課、税務課、市町村課

【提案・要望の内容】

1 地方分権改革の推進について

(1)速やかな地方分権改革の実施

地方分権改革推進委員会においては、速やかに、国と地方の税財源のあり方等に関する第3次勧告を行うとともに、政府は、当初のスケジュールに基づき、勧告に沿った地方分権改革推進計画を策定し、新たな地方分権 一括法を制定すること。

(2) 権限と税財源の一体的移譲

自主・自立の地方政府が確立されるよう、国から地方へ権限とそれに必要な税財源を一体的に移譲すること。また、国と地方の税財源のあり方の見直しに当たっては、安定的で偏在性の小さい地方消費税の充実を図ること。

(3) 国直轄事業負担金の見直し

直轄事業負担金については、事業の内容や負担金の明細等の情報を開示し、地方への説明責任を果たすこと。

また、直轄事業の実施に際しては、本県が他県に先駆けて実施しているように個々の事業ごとに国と地方が事前に協議し、コスト縮減等を図る仕組みを整えること。

維持管理費については、地方が実施している国庫補助事業には維持管理費にかかる制度がないこととの均衡上、直轄事業負担金の維持管理費負担金を早急に廃止すること。

工事費等に係る「事務費」については、毎年の工事費の変動が大きい市町村事業の分野を除き、直轄負担金と国庫補助金の双方を廃止し、国と地方が互いに事務費について負担しあう構造を止めること。

2 道州制について

道州制については、住民自治の形骸化や地域間格差の拡大などが懸念されることに加え、導入に反対の者が過半数を超えるなど、国民の理解も得られていないことから、当面の重要課題である地方分権改革を最優先で行うこと。

3 格差是正について

(1) 地方交付税の確保

地方交付税の財源調整機能および財源保障機能を堅持し、後年度交付税 措置の確実な履行をはじめ、地方交付税の必要額を確保すること。

(2) 税源偏在の是正等

企業投資に、一定の軽減措置を設けるなど、地方に投資を呼び込む税制 上の仕組みを講ずること。

また、地方間の税源格差の是正を図るため、法人県民税の分割基準や地方消費税の清算基準を見直すなど、可能なものから是正措置を講ずること。

【現状と課題】

- 〇 地方分権改革の推進
 - (1) 速やかな地方分権改革の実施

(参考) 地方分権改革のスケジュール

H19年4月 地方分権改革推進委員会の発足

H20年5月 第1次勧告

8月 国の出先機関見直しの「中間報告」

12月 第2次勧告

当初のスケジュール

H21年5月頃 第3次勧告

秋頃

地方分権改革推進計画の閣議決定

地方分権一括法案の提出

H22年3月末 地方分権改革推進委員会設置期限

予想されるスケジュール

第3次勧告

地方分権改革推進計画の閣議決定 地方分権一括法案の提出

同左

(2) 権限と税財源の一体的移譲

- 国と地方の最終支出(国:地方=4:6)に対し、税収(国:地方=5.5:4.5)のアンバランスの解消が必要
- ・ 少子高齢社会における住民サービスを提供する現場である地方が、自主的、 安定的な財政運営を行うためには、地域偏在性や景気変動の影響が比較的 少ない地方消費税の充実確保が必要

(3) 国直轄事業負担金の見直し

・ 本県では、全国に先駆けて国に働きかけを行い、九頭竜川かんがい排水事業や足羽川ダム建設事業において、国との協議スタイルをとって、コスト縮減や地元企業への発注の促進等の議論を実施

本県独自の取組み

- ○九頭竜川下流「事業管理・コスト縮減会議」
 - ・掘削土砂の再利用などの工事コスト縮減で11億円、契約方法改善で14億円 〔九頭竜川かん排事業 総事業費1,133億円(うち県負担金125億円)〕
- ○足羽川ダム事業費等監理委員会
 - ・建設発生土の入念な監理、骨材調達方法の改善等によるコスト縮減を検討中 〔足羽川ダム建設事業 総事業費1,450億円(うち県負担金384億円)〕
- ・ 維持管理費については、本来、管理主体が負担すべきものであり、国庫補助事業にも維持管理に関する制度がないことから、維持管理費負担金については早急に廃止すべき
- 負担金の詳細を明らかにすることは必要だが、長期的に、事務費について 負担すべき線引きを精緻化していっても、問題の解決にならない。
- ・ 問題の根底は、国と地方がお互いに事務費について負担しあう構造にある と考えられ、工事費や維持管理費に関する事務費については、直轄事業負 担金と国庫補助金の双方を廃止することが必要
- ・ なお、市町村分については、毎年の工事の変動が大きいことや、相殺すべき負担金がほとんどないことから、事務費の補助金は残すべき

国直轄事業負担金と国庫補助金の比較(福井県21年度事業費)

県 分

国直轄事業負担金

	新築・改築	維持管理
工事費	7 2.4億円	16.7億円
事務費	7.5億円	3.1億円

国庫補助金

	新築・改築	維持管理
工事費	219.4億円	_
事務費	1 1. 1億円	— :円

※本県の国直轄事業負担金は、来年度以降、増加の見込み

〇 道州制

道州制に関する世論調査の結果(日本世論調査会 H18.12.2~3 実施)

・道州制の導入に 反対

61.7%

賛成

28.7%

わからない、無回答 9.6%

道州制に関する福井県独自アンケートの結果

(H19.7.6~8 東京、大阪、名古屋、福井で実施。回答数各 350 件、合計 1,400 件)

・道州制の導入に 反対

57.2%

21.5%

わからない、無回答

21.3%

(反対の理由)

・今の都道府県に親しみや愛着があるから

36.5%

きめ細かな行政ができなくなるから

26.6%

・地方分権につながるとは限らないから

22.6%

〇 格差是正

(1) 地方交付税の確保

- 平成21年度において、臨時財政対策債(以下「臨財債」という。)の発 行が大幅に増加し、年度末における県債残高も増加の見込み
- 今後、臨財債の償還増等に伴い、毎年の公債費も大幅に増加していくこと が見込まれる中、地域の活性化を図るとともに健全な財政運営を確保して いくためには、地方交付税の必要額確保が不可欠

本県の地方交付税当初予算計上額

	2 1 年度	20年度	増減
県 税	906億円	1,158億円	△252億円
地方交付税	1,084億円	1,145億円	△61億円
臨財債	441億円	218億円	+223億円
計	2, 431億円	2,521億円	△90億円

^{※21}年度地方財政対策における前年度比 地方交付税 +0.4兆円、臨財債 +2.3兆円 本県では、臨財債の増により実質的な交付税は増加しているが、交付税自体は減少

本県の県債残高

	•	21年度末(見込)
県債残高		8,575億円
	通常分	6,538億円
	臨財債	2,037億円

(2) 税源偏在の是正等

・ 企業投資を呼び込むための「企業立地促進税制」の拡充についての提案

現行(租税特別措置法)

適用地域

国内全域(都道府県が策定する「基本計画」中に設定された 集積区域)

概要

「企業立地計画」の承認を受けた事業者が、同計画に従って機械装置並びに建物等を取得等した場合に、当該設備について特別償却

特別償却率:機械 15%

建物等 8%



拡充案

特別償却率の拡充

機械 30%建物等 15%

• 法人県民税の分割基準見直しの提案

現行 従業者の数 住民一人当たりの税収額の偏在 度(全国平均を100とした場合) 法人 法人 事業税 県民税 東京 東京 最大 302.5 256.9 長崎 高知 最小 34. 2 40.8

8.8倍

6.3倍

格差



		見直し案	見直し理由
	非製造業	1/2 事務所の数 1/2 従業者の数	法人県民税 の分割基準は、 昭和29年の
>	製造業	従業者の数	創設以来見直 しが行われて いない。 適宜、見直し が行われてい
	電 気 供	3/4 発電所の固 定資産の価 額	る法人事業税 の分割基準に 合わせる。
	給業	1/4 固定資産の 価額	

法人県民税の分割基準見直しによる本県影響額(H19年度決算額による試算) 法人県民税収額 +14億円(見直し前47億円 ⇒ 見直し後61億円)

・ 地方消費税の清算基準見直しの提案

_						
	項目	現行	見直し案	見直し理由		
	小売 年間販売額	48.3%		指定統計では、多様化する消費の 実態を正しく捉えているとは言えな		
	サービス業対 個人事業収入額	26. 7%		天態を正しく捉えているとは言えない		
	都道府県 人口	12.5%	50.0%	人口と従業者数のみによる清算基準とすることで、人口一人当たり税収額の偏在度が小さくなる。 住民一人当たりの税収額の偏在度(全国平均を100とした場合) 現行		
	都道府県 従業者数	12. 5%	50.0%	最大 東京 133.6 124.8 最小 沖縄 74.4 85.2 格差 1.8倍		

地方消費税の清算基準見直しによる本県影響額(H19年度決算額による試算) 地方消費税収額 +8億円(見直し前 1 6 5 億円 \rightarrow 見直し後 1 7 3 億円) (総務省)

新たな過疎対策法の制定について

担当部局 総務部市町村課

【提案・要望の内容】

1 新たな過疎対策法の制定について

(1) 新たな過疎対策法の制定

平成21年度末に失効する現行の「過疎地域自立促進特別措置法」にかわり、平成22年度を初年度とする新たな法律を制定すること。

(2) 柔軟な地域要件の設定

新たな過疎対策法の制定に当たっては、現行の過疎地域を引き続き指定することを基本としつつ、地域の実情を踏まえた柔軟な地域指定の要件を設定すること。

2 過疎地域への支援策の充実について

これまでの施設整備等に対する支援策を継続するとともに、鳥獣害対策、医師の確保、路線バス等生活交通の確保など、喫緊の課題に対応するため支援策の充実を図ること。

また、移住・交流対策、地域を担う人材の育成・確保、多様な主体の協働による地域づくりの支援など、地域の活性化を支援するためのソフト対策の充実・強化を図ること。

3 財政措置の充実について

過疎市町村の脆弱な財政基盤を強化するするとともに多様な財政需要に対応するため、地方交付税の充実、過疎対策事業債の対象の拡充を図ること。

【現状と課題】

〇 新たな過疎対策法の制定

(1) 新たな過疎対策法の制定

過疎関係法の経緯(各法とも10年間の時限立法)

昭和45年 過疎地域対策緊急措置法

昭和55年 過疎地域振興特別措置法

平成 2年 過疎地域活性化特別措置法

平成12年 過疎地域自立促進特別措置法(現行法、平成22年3月に失効)

過疎地域の要件 人口減少率(19~30%以上)と財政力指数(0.42 以下)

過疎地域への主な支援策

過疎対策事業債の適用(充当率100%、交付税措置率70%) 国の補助のかさ上げ 等

(2) 柔軟な地域要件の設定

県内過疎地域(6市町7地域)

過疎地域市町村・・・池田町

過疎地域とみなされる市町村・・・南越前町

過疎地域とみなされる区域のある市町村 (一部みなし過疎地域)

・・福井市(旧美山町、旧越廼村)、大野市(旧和泉村)、 越前町(旧越前町)、おおい町(旧名田庄村)

本県の状況

人口増加率

(%)

高齢者比率

(%)

人口増加率 (H12-H17)	全国	本県
過疎市町村	$\triangle 5.4$	△8.0
全市町村	0.7	△0.9

				(70)
高齢者比率	全国		本県	
(65 歳以上)	H12	H17	H12	H17
過疎市町村	27. 1	30.2	28.1	31. 3
全市町村	17. 3	20.1	20.5	22.6

〇 過疎地域への支援策・財政措置の充実

・ 今後の過疎対策については、医療の確保や地域交通の確保、交流定住の促進、過疎債の対象拡充などの支援策が必要

今後必要となる過疎対策 [過疎市町へのヒアリング結果 (平成20年6月)]

- ○医師の確保
- ○地域交通の確保
 - ・コミュニティバスへの支援強化が必要
- ○交流の促進
 - ・都市部との交流などの取組みに対するコーディネーターの派遣や移住者への 課税減免措置など、ソフト面への支援策が必要
- ○過疎債の対象拡充

現行の対象	要望(対象拡大)
施設の新増築	施設の維持修繕
施設の新増築を伴う既存施設の解体	既存施設の単独解体
産業振興施設、交通通信施設、厚生 施設、教育文化施設等のハード整備	交流促進などソフト事業を実施するため、過疎対策基金(仮称)を 創設、基金創設に対し過疎債を適用



(内閣官房、国土交通省、総務省、財務省、鉄道建設・運輸施設整備支援機構)

北陸新幹線の早期認可と県内整備促進について

担当部局 総合政策部新幹線建設推進課

【提案・要望の内容】

平成20年12月の「整備新幹線に係る政府・与党ワーキンググループの合意」に基づき、認可についての検討を急ぎ、新幹線整備促進のため以下のことを実現すること。

1 整備促進について

(1)「白山総合車両基地・福井間および敦賀駅部」の早期認可

「白山総合車両基地・福井間および敦賀駅部」について、年内できるだけ早い時期に認可を決定すること。

特に財源として、JRからの貸付料を新規着工に充てることを優先するとともに、さらに公共事業費の重点配分など幅広い観点から必要な財源を確保すること。

(2)「福井・敦賀間」の整備方針

「福井・敦賀間」について、敦賀駅部の整備を踏まえ、早期に整備方針を明確に示すこと。

2 地方負担に対する措置について

地方負担について、地方自治体に過度の負担が生じないよう、国家プロジェクトにふさわしい十分な財政措置を講ずること。

3 並行在来線の支援について

JRから経営分離される並行在来線存続のため、地方負担の軽減、運行の在り方等について検討を進め、新たな仕組みを早急に講ずること。

【現状と課題】

〇 整備促進

- ・ 北陸新幹線は、全国高速交通体系の根幹を成し、東海道新幹線の代替補完機 能を確保するための国家プロジェクトとして、国家的見地から整備促進が図 られるべき路線
- ・ 小松・南越間の工事実施計画が認可申請(H8.3)されて13年経過

整備新幹線に係る政府・与党ワーキンググループにおける合意事項(H20年12月)

I. 1 新規着工区間・・・平成21年末までに認可するための所要の検討を進め、結論を得ることとする。

(白山総合車両基地・福井間、敦賀駅部)

I. 2 その他の区間・・・福井・敦賀間について、引き続き検討を行う。 南越駅部の設計等を行うとともに、敦賀以西の延伸 の方針の検討を進める。

本県の状況

- ·福井駅部完成 平成21年2月

〇 地方負担に対する措置

- ・ 整備新幹線は国家プロジェクト
- ・ 地方交付税の大幅な削減など、地方財政は厳しい状況

整備新幹線に係る政府・与党ワーキンググループにおける合意事項(H20年12月) II.・・・以上のため、JRからの貸付料等、国と地方の負担の在り方、 (中略)を含め、幅広い観点から財源確保の方策を検討する。

本県の状況

事業費(平成15年4月価格)

白山総合車両基地・敦賀間67km約5,240億円(うち、石川県境・福井間25km約2,000億円)※事業費については国交省試算見込約20%アップ

〇 並行在来線の支援

- ・ 並行在来線を取り巻く社会経済情勢は、地方交付税の大幅な削減、既に開業 している区間の厳しい経営状況、国全体の物流ネットワーク維持の必要性等 から大きく変化
- 地域住民の交通サービスが低下することのないよう、運営主体となる第三セクターへの十分な支援が必要

整備新幹線に係る政府・与党ワーキンググループにおける合意事項(H20年12月)

1.3 並行在来線・・・並行在来線の地方負担の軽減、運行の在り方等について、 さらに検討を進める。あわせて、JR貨物の運行の在り方について、さら に検討する。

本県の状況

北陸新幹線に関する連絡協議会への参加【11年度~】 新潟県、富山県、石川県、JR西日本との検討



(国土交通省、西日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱)

高規格幹線道路の早期開通に向けた建設促進について

担当部局 土木部高規格道路推進課

【提案・要望の内容】

1 中部縦貫自動車道の早期開通について

(1) 永平寺大野道路の早期全線開通

永平寺大野道路(福井北・大野間)については、未開通区間の整備スケジュールの明確化を図るとともに、平成28年度までの早い時期に全線開通を図ること。

(2) 大野油坂道路の速やかな工事着手

大野油坂道路(大野・油坂峠間)については、整備計画区間(大野東・和泉間)の整備スケジュールの明確化を図るとともに、速やかに工事に着手すること。

また、残る計画区間についても、速やかに事業採択し、全線開通を図ること。

2 舞鶴若狭自動車道の早期開通について

(1) 小浜西・敦賀間の早期開通

小浜西・敦賀間の約50kmについて、西日本、中日本の両高速道路株式会社において、1日も早い開通を図ること。

(2) 谷田部トンネル、国富トンネル工事等の着実な実施

谷田部トンネル、国富トンネル等の大規模工事については、確実に進捗を図るとともに、用地買収等に併せて順次、新たな工事に着手し、整備を促進すること。

【現状と課題】

〇 中部縦貫自動車道の早期開通

・ 同自動車道は、本県と大都市圏との交流や地域連携の強化を促進し、経済 の活性化を図る上で必要不可欠な路線。また、交通渋滞の緩和や災害・異 常気象時における安定した交通路を確保する上でも、早期供用が必要

本県の状況

- ・平成16年の福井豪雨では、道路冠水や土砂崩れ等により、国道158号が2日間にわたり全面通行止め
- ・平成18年豪雪では、北陸自動車道の県内区間において、最長22時間40分におよぶ通行止めが6回発生
- ・国道158号および416号は、冬季の交通渋滞が慢性化
- ・国道158号の大野市・油坂峠間は、線形不良箇所も多く事故が多発。また、土砂崩れや雪崩等自然災害も多く、通行止めが頻繁に発生。平成18年豪雪では、延べ14日間にわたり全面通行止め
- ・大野東・和泉間(L=14km)が、H21.3.13 に整備計画区間に組入れ
- ・上志比・勝山間(L=7.9km)が、H21.3.28 に開通 ⇒供用延長計 11.1km

〇 舞鶴若狭自動車道の早期開通

・ 同自動車道は、本県と大都市圏との交流の促進や経済の活性化を図る上で 必要不可欠な路線。また、国家的見地から整備促進が図られるべき路線

整備の意義

- ・北陸自動車道、名神高速道路、中国自動車道と一体となって、北近畿における 大環状ネットワークを形成
- ・災害時等における代替・迂回道路、緊急避難道路として機能 (東西日本を結ぶ高速道路網が二重化。沿線の若狭湾沿岸地域には、原子力発電 所が14基立地)

本県の状況

- ・小浜西~小浜間の用地買収 完了
- ・小浜~敦賀間の用地買収 4件を残し完了【平成21年5月末現在】
- ・小浜西~小浜間の完成【平成23年度予定】
- ・小浜~敦賀間の完成【平成26年度予定】



(内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省)

原子力発電所の安全確保対策について

担当部局 安全環境部原子力安全対策課、危機対策・防災課、土木部道路建設課

【提案・要望の内容】

1 「もんじゅ」の安全確保および国民理解について

(1)「もんじゅ」の安全確保

「もんじゅ」については、工程が繰り返し変更され、新たな運転再開時期も示されていないことから、国の重要プロジェクトとしての責任ある工程を県民に明らかにすること。

原子力機構が「もんじゅ」を経営の最優先事項として、敦賀本部全体の 組織・人員体制をさらに充実・強化し、施設設備の保全等に係る必要かつ 十分な予算措置を行うよう支援・指導すること。

また、施設・設備の安全性はもとより、耐震安全性の確保、品質保証体制や組織体制の強化・充実などハード・ソフト両面の安全対策が重要であることから、検査体制を一層強化し、国として、プラント全体の安全性と運転再開の妥当性を厳正に評価・確認すること。

(2)「もんじゅ」の国民理解

「もんじゅ」の位置付けと果たすべき役割について、国自らが先頭に立って分かりやすい広報活動を積極的に推進し、県民・国民の理解を得ること。

2 プルサーマル計画への慎重な対処について

高浜発電所3、4号機のプルサーマル計画については、本年1月から燃料製造を開始しているが、今後とも国の責任において、安全性の確保を第一として、事業者の品質保証体制を厳格に審査し、必要に応じて改善指導を行うなど、慎重に対処すること。

3 原子炉廃止措置研究開発センター「ふげん」について

「ふげん」については、平成20年2月に廃止措置計画の認可を受けたが、その実施に当たっては、安全確保に万全を期すとともに、解体に伴い発生する放射性廃棄物については、その処分先が早期に確保され、適切な処理・処分が着実に行われるよう国が責任を持って事業者を指導すること。

4 原子力発電所の耐震安全性の確認および防災対応の強化について

(1) 耐震安全性の確認

平成20年3月に事業者から提出された耐震安全性の再評価結果については、20年度に国自らが実施した海上音波探査等も踏まえて、国として、その妥当性を厳正かつ迅速に確認し、その結果を県民・国民に分かりやすく説明すること。

(2) 防災対応の強化

原子力発電所周辺での地震等の自然災害時において、住民の安全・安心や発電所での実効的な防災対応が十分確保されるよう、敦賀半島先端部の交通不能区間等の避難道路や高浜原子力発電所を迂回する道路の整備などに対し国として積極的に支援・指導すること。

原子力発電施設等緊急時安全対策交付金について、防災用資機材の整備を促進するため、交付限度額の増額および整備対象範囲の拡大など、充実強化を図ること。

5 原子力発電所の安全性、信頼性の向上について

(1)県民・国民に信頼される実効性の高い規制体制の確立

現行の国の安全規制体制が全体として、より有効に機能するよう、関係者との意見交換や検証を十分に行い、県民・国民に信頼される実効性の高い規制体制を確立していくこと。

(2) 新たな検査制度のもとでの安全性向上と国民理解

本年1月から高経年化対策が強化された新たな検査制度のもと、原子力発電所の更なる安全性向上が図られるよう、事業者を厳格に指導・監督するとともに、新しい制度に対する県民・国民の理解が十分得られるよう、引き続き努めること。

(3) 高経年化研究等の推進

「ふげん」を活用した福井地域の研究機関における高経年化研究および 廃止措置研究開発などを積極的に推進し、これらの成果を踏まえ、高経年 化対策等の改善・充実に努めること。

(4) 保修に関する資格制度等の創設

品質管理を含めた保修に関する資格制度、教育訓練制度を創設するなど 関係者の安全に対する管理水準の向上を積極的に図ること。

(5) 自治体への迅速かつ的確な通報連絡

事故・トラブル発生時の関係自治体への迅速かつ的確な通報を事業者に厳しく指導するとともに、通報義務を法的に位置付けること。

6 広聴・広報活動や教育の充実を通じた国民合意の形成について

原子力の意義、役割等について、国民全体の理解を深めるために、国自らが電力の大消費地を含めて広聴・広報活動を充実・強化するとともに、 積極的な情報公開を行うこと。

放射線や原子力を含めたエネルギー問題について、小・中・高等学校における指導の充実や学校教育を支援する制度の充実を図ること。

【現状と課題】

〇 「もんじゅ」の安全確保および国民理解

(1)「もんじゅ」の安全確保

- ・ 平成16年5月、当時の文部科学大臣、経済産業大臣から、「「もんじゅ」 を着実に推進する」との責任ある見解が示されたこと等から、県として平 成17年2月に「もんじゅ」の改造工事を事前了解
- ・ 運転再開の予定は、平成17年2月当時は、平成20年2月とされていた が、ナトリウム漏えい検出器の施工ミス、屋外廃棄ダクトの腐食孔対策等 によって、4回変更され、運転再開予定の目標時期は、6月下旬の現在も 示されていない。
- ・ さらに、原子力安全・保安院は、昨年5月から4度にわたり「特別な保安 検査」を実施したが、組織改善は「実施途上」であるとして、6月3日か ら第5回目の「特別な保安検査」を実施している。
- ・ 「もんじゅ」の安全確保については、原子力機構の組織・人員体制の抜本 的強化、施設等の保全についての必要かつ十分な予算の確保が不可欠であ り、その実現に向け、国が原子力機構を積極的に支援・指導することが必 要。また、検査体制を一層強化し、国が責任をもってプラント全体の安全 性と運転再開の妥当性を厳正に評価・確認することが必要

(2)「もんじゅ」の国民理解

・ 国においては、こうした経緯を十分踏まえ、「もんじゅ」の安全確保と県民・ 国民の理解の促進に向け、国自らが主導的役割を果たすことが必要

○ プルサーマル計画への慎重な対処

- ・ 関西電力は、平成20年1月30日に、県の理解を得て、高浜3、4号機のプルサーマル計画の準備作業を再開し、平成21年1月30日から燃料製造を開始
- ・ プルサーマル計画については、県民のより一層の理解が得られるよう、計画 の進捗状況について、これまで以上にオープンな姿勢で県民に詳細に説明す ることが必要

○ 原子炉廃止措置研究開発センター「ふげん」

- ・ 平成20年2月に認可を受けた廃止措置計画では、平成40年度の完了を 目指し、段階的に解体を行うこととしているが、廃止措置の実施に当たっ ては、周辺環境と従事者の安全確保に万全を期すとともに、計画に基づき 着実に作業を進めていくことが重要
- ・ 発生する放射性廃棄物が県内に残るのではないかという不安を払拭するため、処分先を早急に確保することが必要

○ 原子力発電所の耐震安全性の確認および防災対応の強化

(1) 耐震安全性の確認

・ 活断層の見逃しや過小評価がないよう、国は自らが平成20年度に実施した海上音波探査等を踏まえて、厳正な審査を迅速に行うとともに、その結果を県民・国民に分かりやすく説明することが重要

(2) 防災対応の強化

- ・ 自然災害について、原子力発電所周辺の住民の安全と安心、発電所とその 周辺地域の実効的な防災対応が十分確保されるよう、発電所へのアクセス 経路や交通手段の確保、敦賀半島先端部の交通不能区間等の避難道路の整 備、高浜原子力発電所を迂回する道路の整備などの防災対策に対し、国と して積極的な支援・指導が必要
- ・ 住民への広報体制を確保するため、防災行政無線等の防災対策施設の充実 強化が重要
- ・ 本県では、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金を活用し、広報車、携帯用無線機、エアーテント等を整備しているが、市町村防災行政無線などの大規模な設備整備については、整備対象になっておらず、また、現行の限度額では整備は不可能であるため、当交付金の充実強化が必要

〇 原子力発電所の安全性、信頼性の向上

(1) 県民・国民に信頼される実効性の高い規制体制の確立

・ 原子力発電所の安全確保は一元的に国の責任。現行の規制体制が全体として有効に機能しているかについて、関係者との意見交換や検証を十分に行い、実効性の高い規制体制を確立することが必要

(2) 新たな検査制度のもとでの安全性向上と国民理解

・ 我が国の運転開始後30年以上のプラントは53基中16基。本県については13基中7基で、平成21年末には8基に増加(平成21年5月末現在)。さらに、敦賀1号機が平成21年度末には運転開始後40年となる。

高経年化プラント数

	国全体	福井県内
プラント数	5 3	1 3
高経年化プラント数 (21年5月末)	1 6	7
高経年化プラント数 (21年度末)	1 8	8

・ 新たな検査制度のもとで、一層、高経年化プラントの安全性向上が図られることが重要

(3) 高経年化研究等の推進

・ 「ふげん」は、本県のエネルギー研究開発拠点化計画において、廃止措置 技術の研究拠点と位置付けられており、「ふげん」の実機材を活用して、福 井地域の研究機関において、高経年化や廃止措置の研究が着実に推進され ることが重要

(4) 保修に関する資格制度等の創設

・ 発電所のトラブルや事故の根本原因には事業者の不十分な保守管理・品質 保証体制があることから、品質管理を含めた保修に関する国家資格制度が 必要

(5) 自治体への迅速かつ的確な通報連絡

・ 事故やトラブル発生時の事業者から関係自治体への通報連絡は、安全協定 により行われているのが現状

○ 広聴・広報活動や教育の充実を通じた国民合意の形成

- ・ 原子力を巡る様々な課題を解決するためには、国民合意の形成が不可欠
- 特に、原子力発電が供給安定性に優れ、発電の過程で二酸化炭素を排出しないことについて、国民全体の理解を深めることが重要
- ・ 安全確保のための活動の透明性の確保が重要であり、原子力発電所につい ての積極的な情報公開が必要
- ・ 今後とも、国の教育体系のひとつとして、原子力・エネルギー問題を総合 的に判断するための教育を進めることが必要

(内閣府、総務省、財務省、文部科学省、経済産業省)

エネルギー研究開発拠点化計画の推進および 原子力発電所の立地に伴う地域振興の充実について

担当部局 総務部税務課、市町村課、総合政策部電源地域振興課、 産業労働部地域産業・技術振興課

【提案・要望の内容】

1 エネルギー研究開発拠点化計画の推進について

(1) 国際的な原子力研究・教育を行う広域連携大学拠点形成

本年4月に設置した「福井大学附属国際原子力工学研究所」を中心に関西・中京圏等の大学との広域の連携大学拠点形成を図るため、教授等の確保や施設・設備整備および研究・運営等に対して支援すること。

(2) 最先端研究を行う研究所等の本県への集積

高速増殖炉を中心として国内外の研究者が集う国際的な研究開発拠点の形成を推進するとともに、国の研究機関の一部門を設置するなど、原子力発電所立地地域における研究体制等の整備や世界的な研究機関の集積を促進させること。

(3) アジアの人材育成・交流の拠点形成

平成22年度にAPECエネルギー大臣会合を行う本県が、アジアにおける原子力人材育成の拠点となるよう、平成24年度開設予定の「原子力安全研修施設」を活用するなどして、国の人材育成事業による本県への研究者や研修生の受入れを拡充すること。

(4) 原子力関連業務に従事する人材の育成

原子力発電所の点検・保修業務において、県内企業の技術力の向上や新 たな業務への参入が促進されるよう、原子力関連業務に従事する人材の育 成を積極的に支援すること。

(5) 産学官連携による次世代エネルギー技術実用化研究の推進

日本最大のクリーンエネルギー供給地域である本県において、二次電池や燃料電池など、次世代エネルギー分野での産学官による実用化研究を積極的に支援すること。

(6) エネルギー関連技術に関する産学官連携事業の促進

エネルギー関連技術を活用した製品開発等による早期事業化に向けて、 産学官連携による事業の充実を積極的に支援すること。

2 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の実施について

(1) 法の期限の延長

平成22年度末に失効する現行法の延長措置を講ずること。

(2) 新たな具体的支援措置

現行計画に盛り込まれた各種事業を着実に実施するため、財源の特別枠の創設など、財政上、金融上および税制上の新たな具体的支援措置を講ずること。

(3)対象事業および対象業種の拡大

国の補助割合等の特例対象事業および不均一課税の対象業種の拡大などについて、早急に対応策を講ずること。

3 電源三法交付金・補助金制度の改善について

(1) 交付金制度の弾力的運用

自主的、弾力的な交付金活用がより一層図られるよう、制度を改善するとともに、地方における一般財源化に向けた積極的な取組みを行うこと。

(2) 割引き制度の全県下適用および適用期間の延長等

電気料金割引制度の全県下適用や発電所の完全撤去までの適用期間延長など、電源三法交付金・補助金の拡充を図るとともに、必要な予算を確保すること。

また、電源三法交付金の制度改正を行う場合には、あらかじめ関係自 治体に十分意見を聞くこと。

4 原子力発電所立地に伴う税制等の見直しについて

(1) 収入金額課税の堅持

電気供給業に対する収入金額課税制度を堅持するとともに、電気供給業の分割基準を、法人の事業活動規模を的確に反映する「発電可能電力量」に変更すること。

(2) 償却資産の耐用年数の延長

原子力発電所に関する税法上の償却資産の耐用年数(現行15年)を実際の耐用年数に沿って延長すること。

【現状と課題】

- 〇 エネルギー研究開発拠点化計画の推進
 - (1) 国際的な原子力研究・教育を行う広域連携大学拠点形成
 - ・ 「もんじゅ」、「ふげん」等の研究施設と人材を活用し、特色ある原子力分野等の教育・研究機能の充実を図るため、平成21年4月に「福井大学附属国際原子力工学研究所」を設置
 - 研究所の機能を充実し、連携大学拠点を形成していくためにも、人件費、 研究費等の運営費の拡充が必要
 - ・ 平成23年度を目標に敦賀キャンパスの設置を目指しており、施設・設備 整備に対する支援が必要

(2) 最先端研究を行う研究所等の本県への集積

・ 高速増殖炉(FBR)を中心とした国際的研究開発拠点の形成については、 国内外の研究者が集い、地域の発展・活性化に貢献する施設の整備を進め ることが必要

本県の取組み

プラント実環境研究施設:平成24年度目途に開設

(平成21年度:1.2億円:設計費等)

新型燃料研究開発施設 : 平成27年度目途に開設

・ 平成20年度から若狭湾エネルギー研究センターと理化学研究所(和光研究所:埼玉)が「イオンビームを用いた新規突然変異育種手法の開発」について共同研究を実施。研究者同士の交流などソフト面の連携をさらに深めることが必要

(3) アジアの人材育成・交流の拠点形成

・ 国内外の原子力関係の技術者、学生を対象とした人材育成の拠点となる「原子力安全研修施設」の平成24年度開設に向けて、今年度は研修内容や研修設備等の具体化を検討

原子力安全研修施設

研修内容 安全文化や安全技術の維持・向上・継承のための研修等 スケジュール 平成21年度 研修内容や研修設備等の具体化 平成23年度 建設工事 平成24年度 運用開始

・ 今後、当該施設をアジアにおける原子力人材育成の拠点にふさわしい施設として整備するとともに、平成22年度に開催されるAPECエネルギー大臣会合を契機に、エネルギー人材育成の拠点機能を強化。国の人材育成事業による海外からの研究者、研修者の受入れを拡充

本県の取組み

海外からの研究者・研修者のH19年度受入実績 126人(全国350人)

(4) 原子力関連業務に従事する人材の育成

- ・ 原子力発電所の点検・保修業務等を担う県内企業の技術力の向上を図るため、国からの支援を得て、研修事業を実施
- ・ 平成20年度には研修受講者が1348人、非破壊試験技術者などの資格 取得者も116名と年々増加傾向にあるほか、原子力発電保修技術の技量 について本県独自の「福井県原子力発電保修技術技量認定制度」の創設な ど成果が出てきており、今後も継続的な人材育成が必要

(5) 産学官連携による次世代エネルギー技術実用化研究等の推進

- ・ 「福井クールアース・次世代エネルギー産業化プロジェクト」を平成20 年度から実施し、次世代エネルギー技術の研究開発への支援による早期事 業化、産業化を推進
- ・ 産学官が連携した研究開発による新事業創出など、早期事業化へ向けた取 組みを継続的に実施するため、国の支援拡充が必要

本県独自の活動

- ・国の競争的資金を活用し「福井クールアース・次世代エネルギー産業化プロジェクト」を実施(平成20年度~)
- ・これまで、リチウムイオン電池の電極安定化技術の調査研究や、ヒートポンプ を活用した環境制御システムの開発・実証研究が採択

(6) エネルギー関連技術に関する産学官連携事業の促進

- ・ 原子力発電所に集積している幅広い先端的技術を活用し、産学官が連携して新事業の創出を行い、早期事業化を図るため、平成17年度から産学官ネットワークの形成を支援
- 今後は、ネットワーク形成から次の段階として、産学官連携による製品開発、販路開拓等の取組みに対する支援の充実が必要

○ 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の実施

(1) 法の期限の延長

- ・ 県、地元市町とも計画の進捗に鋭意努めてきたが、地方財政の厳しさが増 す中、法の失効する22年度末までの事業完了は困難な見通し
- ・ 原発立地地域の総合的かつ広域的な整備を図るためには、法の期限を延長 することが必要

振興計画の進捗状況

平成20年度末の事業数 190件 平成19年度末までに完了した事業 60件 平成22年度末までに完了予定の事業 62件 平成22年度末の進捗率(見込み) 64.2%

(2) 新たな具体的支援措置

- 現在、国庫補助率の嵩上げや地方債の元利償還に対する交付税措置などが とられている。
- こうした財政上、金融上および税制上の措置については、国の努力規定となっているが、特別な道路整備費枠の創設など、具体的な支援策を明確にすることが必要

(3)対象事業および対象業種の拡大

- 現行では、特例対象事業は、道路、港湾、漁港、義務教育施設に限定。鉄 道、通信施設、広域農道等を加えることが必要
- ・ 現行では、事業税や不動産取得税などの不均一課税の対象業種は、製造業、 道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業に限定。旅館業などの業種を加 えることが必要

配源三法交付金・補助金制度の改善

(1) 交付金制度の弾力的運用

- ・ 平成15年10月の制度改正により、使途の弾力化等が図られたが、基金 の目的変更ができないなど、依然として制約あり
- 地方が自己決定・自己責任の原則のもとに地域経営を行っていくためには、 電源三法交付金等の地方における一般財源化等が必要

本県独自の活動

- ・制度改正後、子育てや障害児支援の福祉ソフト事業など、県民の生活に密着した 事業に電源三法交付金等を充当【15年10月~】
- ・原子力と共生する地域の全国的なモデルケースとして策定した「エネルギー研究 開発拠点化計画」の推進のための各種施策に電源三法交付金等を充当 【16年度~】

(2) 割引制度の全県下適用および適用期間の延長等

- ・ 「ふげん」は、完全撤去となる平成40年度まで電源三法交付金の対象と することが必要
- 電源三法交付金等の役割を果たすため、十分な予算を確保することが必要
- ・ 電源三法交付金の制度改正に当たっては、企業立地等に多大な影響がある ことから、事前に地方自治体との協議が必要

〇 原子力発電所立地に伴う税制措置の見直し

(1) 収入金額課税の堅持

・ 経済産業省が、現行の収入金額課税に外形標準課税を組み入れる方式に変更 する税制改正要望を行っているが、これは、国民生活を支えている電源立地 地域の財政に大きな悪影響を与えることから、現行制度の堅持が必要

法人事業税の課税標準

. 3 SIG 150 - C Holy 150 1634 1					
	事業の区分	課税標準			
	電気供給業 ガス供給業 保 険 業	収入金額			
上記	資本金または出資金の額 が1億円を超える法人	付加価値額 資本金等の額 所得金額			
以外外	資本金または出資金の額 が1億円以下の法人	所得金額			

収入金額課税見直し動向と本県への影響額

(平成20年度決算見込額をベースとした試算)

(1)%101及以升加之限已	. C 0 / C 1 (5)
見直し動向(要望内容)	本県への 影響額
収入金額をベースとした外形標準課税の導入 (3/4 収入金額、1/6 付加価値額、1/12 資本等の金額)	△14億円

・ 現行の分割基準では、新規の設備投資等によって、年度によっては法人事業 税が大幅に変動し、税収の激変が生じることから、分割基準の見直しが必要

電気供給業に係る法人事業税の分割基準

	分割基準
現行	3/4 発電所の固定資産の価額
	1/4 固定資産の価額
見直し案	3/4 発電可能電力量
	1/4 固定資産の価額

分割基準見直し案の本県への影響額 (平成20年度決算見込額をベースに試算) 電気供給業者の収入金額課税分税収 +19.1億円 (見直し前 86.8億円 → 見直し後 105.9億円)

(2) 償却資産の耐用年数の延長

- ・ 県内には、30年以上運転している原子力発電所も6基存在
- ・ 償却資産に対して課税する固定資産税の収入は、耐用年数の長さに左右されるため、実際の耐用年数に沿って延長されることが必要

重点事項



(総務省、財務省、文部科学省、国土交通省)

ふるさとを元気にする交流と定住の促進について

担当部局 総務部税務課、総合政策部交通まちづくり課、産業労働部企業誘致課、観光営業部観光振興課、 ふるさと営業課、国際・マーケット戦略課、土木部港湾空港課、教育庁文化課

【提案・要望の内容】

1 「ふるさと納税」の促進について

納税者にとってさらに使いやすい制度とするため、給与所得者の場合は、 年末調整により控除できる仕組みを実現すること。また、個人住民税の特 例控除額の上限(個人住民税所得割額の1割)の引上げと、税額控除の適用 下限額(5,000円)の撤廃を行うこと。

2 「ふるさと帰住」の推進について

都市に移り住んでいる子どもたちの「ふるさと帰住」を願う親たちが、 住宅等の資金を提供しやすくすることによりUターンを促進し、ひいては 地域経済の活性化につなげる仕組みを整備すること。

3 シームレス・ツーリズムの推進について

(1)海外からの観光客の誘導策

アジア域内の人の動きを活発化させ、観光客等の日本訪問を促進するため、アジアの鉄道等を定額で自由に利用できる「アジア・周遊パス」の導入を検討すること。

(2) 訪日外国人の利便性向上

複数言語による観光案内板やインフォメーションセンター充実のための支援を強化するとともに、携帯電話などITを活用した通訳・案内システムの導入を図ること。

(3) 地方における I C乗車券の普及

シームレス・ツーリズムの推進に向け、地方基幹都市におけるIC乗車券の利用環境整備は不可欠なため、鉄道事業者への支援を強化すること。

(4) ビジット・ジャパン・キャンペーン地方連携事業の拡充

本県は、北陸、中部、関西の各府県と連携し、食や恐竜など本県の特長を活かした外国人誘客を推進している。国においては、地域の観光魅力を海外に発信するとともに、外国人の興味やニーズに合う旅行商品造成の更なる促進のため、ビジット・ジャパン・キャンペーン地方連携事業の拡充を行うこと。

4 シームレスな物流に向けた港湾整備について

(1) 敦賀港を拠点とした北東アジアとの広域ネットワークの整備

北東アジアへの玄関口となる敦賀港を拠点とした人流・物流機能を強化するため、舞鶴若狭自動車道をはじめとする関西・中京からの陸運の整備や、ロシア・中国とを結ぶ日本海横断航路開設に向けた課題検証など、広域ネットワークの整備に向けた支援を強化すること。

(2) 福井港の重要港湾への格上げ

福井港について、アジア諸国をはじめとする世界との経済交流のゲートウェイとしての役割を担えるよう、重要港湾への格上げを行い、大型船舶が係留可能な岸壁の整備など港湾機能の強化を図ること。

5 宿泊旅行統計の精度向上について

国が実施している宿泊旅行統計について、小規模な宿泊施設の多い本県のような地域の状況を勘案し、調査対象宿泊施設の拡大または調査対象外の宿泊施設を含めた全体の宿泊者数の推計方法の確立を図ること。

6 地域の誇りを広げる文化の振興について

(1)地域における文化財保護の充実

地域における文化財の一層の保護を図るため、現在国庫補助制度の対象となっていない庭園などの名勝地や彫刻・工芸品などの美術工芸品を調査するための費用を国庫補助事業の対象とすること。

(2) ユネスコ無形文化遺産登録の推進

本県に残る民俗芸能等の価値を更に高め、将来への継承を図るため、重要無形民俗文化財について、ユネスコの無形文化遺産の代表一覧表への登録を早期に提案すること。

(3) 地域の無形民俗文化財の国指定による保護の強化

地域の優れた伝統芸能、伝承、祭礼などを後世に受け継ぐことができるよう、担い手となる若い世代に対する保存・伝承活動への支援を継続するとともに、指定等による保護の万全を図ること。

7 地質遺産の保護・研究の推進について

ふくい恐竜渓谷内に国の地質遺産の保護・研究機能の一部を設置し、福井県恐竜博物館と連携するなど、地質環境の調査研究を充実強化すること。 あわせて、それらを活用した地学・環境学習やジオツーリズムの推進など地域振興のための施策に支援すること。

【現状と課題】

〇 「ふるさと納税」の促進

・ 昨年4月から「ふるさと納税」制度がスタートしたが、この仕組みを将来 にわたって、国民に理解され、利用される制度とするためには、さらに制 度を改善していくことが必要

本県独自の取組み

- ・「ふるさと福井応援サイト」の開設【19年度~】 ※インターネット上で寄付申出手続きおよびクレジットカードを利用した寄付 を可能とした。
- ・県および県内市町の寄付共同受入窓口の開設【20年度~】
- ・「ふるさと納税情報センター」の開設【20年度~】
 - ※「ふるさと納税」制度をより納税者に信頼されるシステムとするため、県内 および全国自治体の状況などを集約するとともに情報提供を行う。

〇「ふるさと帰住」の推進

- 都市から地方への帰住を促進するためには、帰住に係る当面の負担軽減等 につながる仕組みを導入し、インセンティブを高めることが必要
- ・ その一方策として、帰住先都道府県に居住する祖父母・親(直系尊属)から孫・子(直系卑属)に対して行われる贈与について、現行の軽減措置(610万円)に加え、さらに1,000万円までを非課税とする制度を提案
- ・ 親世代から子育て費用や住宅資金等を必要とする子世代に資金等が移転す ることにより、地域経済の活性化にも寄与





〇 シームレス・ツーリズムの推進

(1)海外からの観光客の誘導策

- ・ 中国は外国人入国者が 2, 600万人に達する世界有数の観光立国
- ・ 上海万博で中国を訪れる外国人観光客がさらに増加する見込み
- こうした外国人観光客も含め、アジア域内の人の動きを活発化させること により、日本に誘導することが重要
- ・ 一方、多数の外国人観光客が日本国内の交通機関の利便性や交通費に不満
- ・ 日本への誘導には、アジアの交通機関を定額で自由に利用できる仕組みが 必要

(2) 訪日外国人の利便性向上

・ 日本を訪れる外国人観光客が不便に感じているのは「言葉が通じないこと」 や「案内表示不足」など外国語による案内不足

(3) 地方における I C乗車券の普及

- ・ Suica (JR 東) や ICOCA (JR 西) 等の IC 乗車券の利用範囲は、大都市圏およびその周辺に限られており、地方では利用できない。
- ・ 「アジア周遊パス」などによるシームレス化を図るには、まず、日本全国 の基幹都市において I C乗車券を利用できる環境を整えることが必要

JR西日本によるICOCA読取機の設置について

設置状況 北陸本線の場合 大阪・近江塩津間:利用可能

新疋田以降 : 利用不能

※金沢や富山についても利用不能

(4) ビジット・ジャパン・キャンペーン地方連携事業の拡充

本県の外国人観光客の状況

外国人延べ宿泊者数の前年同期伸び率(1~12月期)

	計	計	延べ宿泊者数
	(H20.1∼12)	$(H19.1 \sim 12)$	増減率
福井県	21, 860	26, 360	-17.1%
全 国	22, 275, 170	22, 415, 650	-0.6%

(国土交通省宿泊旅行統計調査速報値より算出)

O シームレスな物流に向けた港湾整備

(1) 敦賀港を拠点とした北東アジアとの広域ネットワークの整備

- ・ 近年、日本と中国、ロシアとの貿易額は大幅に増加
- ・ 今後、敦賀港と関西・中京圏を結ぶ舞鶴若狭自動車道を含めた陸運の整備 や、敦賀港からロシアの港湾、中国東北部を結ぶ国際複合一貫輸送におけ る課題検証など、広域の人流・物流ネットワークの整備に向けた支援を強 化することが重要

敦賀港における課題検証の概要

実施時期:平成21年度後半

実施主体:国、県、敦賀市、港湾関係者で構成する実行委員会

実施目的:荷役、通関、時間、コストに関する問題点を抽出し、解決策を検討

実施内容:敦賀港とロシアの港湾を結ぶフェリー、コンテナ船または

RORO船による貨物の海上運送 (フェリーの場合は貨客)、

中京・関西地区と敦賀港間の貨物の陸送およびロシアの港湾から

中国東北部への貨物の陸上輸送に係る試験輸送

敦賀港鞠山南地区多目的国際ターミナル整備状況

面積:28ha

平成8年 工事開始

平成20年3月 —14m岸壁、埋立工事完成 平成20年9月 ターミナル一部供用開始

平成22年3月 埠頭用地舗装、臨港道路完成予定 平成22年秋頃 ガントリークレーン完成予定

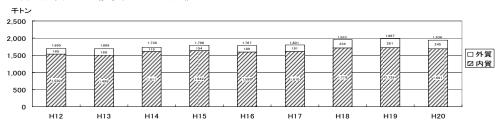
ターミナル本格供用開始予定

(2) 福井港の重要港湾への格上げ

福井港に関する最近の状況

- H12.4.1 港格見直しにより重要港湾から地方港湾に変更
- H17.4.1 関税法上の開港および無線検疫対象港の指定
- H18.12.1 福井港の背後にあるテクノポート福井において、国内最大級の規模を有する木造住宅資材製造会社が操業開始
- H19. 3.14 建材用石膏ボード製造会社がテクノポート福井に進出(工場敷地譲渡 契約を締結)

(参考) 福井港取扱貨物量の推移



〇 宿泊旅行統計調査の精度向上

- ・ 平成19年から国が実施している宿泊旅行統計調査では、従業員10人以上の宿泊施設」
- ・ 旅行形態は、団体から個人・小規模グループ旅行に変化し、また、国内の宿 泊施設の約3割は小規模な宿泊施設(従業員10人未満)と推計
- ・ このため、10人未満の小規模な宿泊施設も調査対象に追加するか、対象 外施設を含めた推計方法を確立することが必要

〇 地域の誇りを広げる文化の振興

(1)地域における文化財保護の充実

- 本県には、歴史的な背景や文化的な意義についての調査が十分に行われていないため、その価値が正当に評価されていない有形・無形の文化財が存在
- 「世界遺産暫定一覧表候補の文化資産」の構成資産の充実を図り、将来の 世界遺産登録を目指すためにも、調査の充実が必要

本県における世界遺産暫定一覧表候補の文化資産

- ・「霊峰白山と山麓の文化的景観-自然・生業・信仰-」
- ・「若狭の社寺建造物群と文化的景観-神仏習合を基調とした中世景観」

(参考) 文化財調査に係る現在の国庫補助制度

近代和風建築総合調査費、近代化遺産(建造物等)総合調査費、史料調査費、埋蔵文化財緊急調査費、天然記念物緊急調査費、民俗文化財調査費 等

(2) ユネスコ無形文化遺産登録の推進

- ・ 本県には、地域の人々に守り継がれてきた田楽などの民俗芸能や、我が国 の文化を支える伝統的な工芸技術など、貴重な無形文化遺産がある。
- ・ 特に「水海の田楽能舞」、「睦月神事」については、全国でも最も早い時期 に国の指定を受けていることから、ユネスコ無形文化遺産の代表一覧表へ の記載を早期に提案すること

本県における国指定の重要無形民俗文化財

名 称	管理者	指定年
水海の田楽能舞	水海の田楽能舞保存会	S51
睦月神事	加茂神社睦月神事保存会	S53
敦賀西町の綱引き	夷大黒綱引保存会	S61
越前万歳	越前万歳保存会	Н7
糸崎の仏舞	仏舞保存会	H16

FUKUI PREFECTURE

(3) 地域の無形民俗文化財の国指定による保護の強化

- ・ 担い手の高齢化や集落の人口減少を背景に、後継者が育たず保存・伝承が 極めて困難
- ふるさと文化再興事業の地域伝統文化伝承事業による支援を継続すること。
- ・ 馬鹿ばやし(福井市)、勝山左義長(勝山市)、高浜七年祭(高浜町)など、 次世代へ保存・伝承すべき県指定の無形民俗文化財が存在し、これらの国指 定による保護の万全を図ること

〇 地質遺産の保護・研究の推進

- ・ ふくい恐竜渓谷はジュラ紀から白亜紀(約1億9千5百万年から約1億4 千万年前)の地層を有し、国内の約8割の恐竜化石を産出
- ・ 「日本の地質百選」は地質現象のよくわかるところを選び出し、顕彰する 制度。ふくい恐竜渓谷は20年5月に選定
- ・ 独立行政法人 産業技術総合研究所 地質調査総合研究センターは、国の 行う「地質の調査」を実施する組織。日本の国土の地質学的実態を明らか にする研究を実施



(総務省、財務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省)

低炭素・循環型社会を目指す環境対策について

担当部局 総務部市町村課、総合政策部電源地域振興課、交通まちづくり課、 安全環境部環境政策課、自然環境課、土木部建築住宅課

【提案・要望の内容】

1 環境対策への投資と消費の拡大について

(1) 電気自動車や太陽光発電等の導入支援強化

電気自動車普及のための社会基盤の整備や一般家庭等への太陽光発電の導入、省エネ家電・高効率給湯器への買換え促進等は、低炭素社会の実現につながる有効な経済対策であり、積極的な促進策を講ずること。

(2) 省エネ住宅の改修にかかる減税制度の拡充

省エネ住宅への改修に対するインセンティブを高めるため、平成20年度 に創設された省エネ改修工事を行った家屋に係る固定資産税の減額制度を2 2年度以降の工事に対しても継続すること。

また、省エネルギー効果の高い高効率給湯器や、化石燃料に代わる太陽光発電システムを住宅の改修時に導入する場合についても減税の措置が行われるよう、現行の省エネリフォーム減税制度を拡充すること。

2 地域別環境貢献度に基づく新たな地球温暖化対策について

環境政策の担い手である地方自治体に対して、CO2排出量削減に対する活動を評価する施策を実行すること。

その一環として、電力供給におけるCO2排出量削減への地域の貢献度を評価し、電源立地地域対策交付金に反映させるため、交付限度額の算定にあたり、電源別の係数をCO2排出量に応じて見直すこと。

3 環境シンボルの保全・再生活動に対する支援について

人間の豊かな生活の基盤となる地域の生態系・生物多様性を保全するため、里地里山や希少野生生物など地域の環境シンボルの保全・保護・再生に向け、地域団体等が主体的に実施するプロジェクトに対し支援を強化すること。

4 地方鉄道の活性化に対する支援について

環境に優しい公共交通の利用促進のための支援措置を講ずること。本県が進めるLRT化に対して、完全低床型車両の導入が円滑に行えるよう、補助制度において十分な予算額を確保すること。

5 地域産材を活用した木造住宅への支援について

地域住宅交付金の提案事業に、地元の木材を活用したエネルギー効率の高い良質な住宅を対象にした支援策を別枠として設けること。

【現状と課題】

- 〇 環境対策への投資と消費の拡大について
 - (1) 太陽光発電、省エネ自動車等の導入支援強化

本県独自の取組み

一般住宅の太陽光発電設置補助【21年度~】県36,000円/kW 補助総額36,000千円 (参考) 別に各市町が12,000円/kWを助成

「EV・PHVタウン構想」の策定と率先導入【20年度~】

- ・国が募集した「EV・PHVタウン構想」に採択
- ・今後、自動車メーカー、電力事業者、県内事業者と連携し、普及導入策を 検討・実施
- ・21年度に公用車として率先導入(5台)し、普及PR・実証事業等に活用予定

(2) 省エネ住宅の改修にかかる減税制度の拡充

- 現行の省エネリフォーム減税制度は、断熱改修を対象としており、高効率 給湯器や太陽光発電システム(一部を除く)は対象外
- ・ また、22年度末までに居住開始した住居が対象であり、制度の継続が必要
- ・ 太陽光発電や高効率給湯の導入を単独で行った場合でも、減額、控除の対象にするなど現行制度の拡充が必要

省エネリフォーム減税制度

1	11、アンオーム級批判及					
	現 行	見直し案				
固定資産税	・工事費30万円以上の断熱改修が対象・窓改修工事が必須・翌年分の固定資産税の1/3を減額・太陽光発電システム、高効率給湯器は、断熱改修と同時に設置する場合のみ改修工事による減額の対象	・太陽光発電や高				
所得税 (投資型)	・工事費30万円超の断熱改修が対象・全居室の窓改修が必須・工事費用の10%をその年の所得税額から控除・太陽光発電システムは、窓改修と同時に設置する場合のみ控除の対象	効率給湯の導 入を単独で行った場合も、減額、控除の対象				
所得税 (ローン型)	・工事費30万円超の断熱改修が対象 ・全居室の窓改修が必須 ・省エネ改修に利用した住宅ローン残高 の1%を5年間所得税額から控除					
期間	22 年度末	23 年度以降延長				

○ 地域別環境貢献度に基づく新たな地球温暖化対策

- ・ 原子力発電や水力発電は、環境面の負荷が低く、長期固定電源としてCO 2の排出削減につながるものの、環境への貢献度に見合う評価が明確となっていない。
- ・ 現在、県内における発電電力量が消費電力量を1.5倍以上の比率で上回る 県には、電源立地地域対策交付金(電力移出県等交付金枠)が交付されて おり、この算定にかかる係数は、環境への負荷を考慮したものであると言 われているが、その根拠が不明確
- ・ 電源別のCO2排出量に見合った係数に見直すことで、CO2排出量削減 への地域の貢献度を明確に評価することが必要

電力移出県交付金相当分の現状

- ・福井県の交付限度額(平成20年度)は、61.5億円であり、福島県と並んで全国最多。
- ・現在の電源別の係数の比率は、原子力:水力(地熱含):火力=1.6:1.3:1.0
- ・電源別の発電量あたりのCO2排出量を適用した係数の比率(平成19年度 エネルギー白書)は、

原子力:地熱:水力:火力=43:66:90:1

○ 環境シンボルの保全・再生活動に対する支援について

- 本県では、昨年環境基本計画を策定し、全国に先駆けたプロジェクトを 実施
- ・ 「里地里山保全活用推進プロジェクト」では、平成16年度に選定した「重要里地里山30地区」を中心に、地域住民等が主体的に行う里地里山や希少野生生物の保全活用に向けた活動を応援
- ・ また、平成17年度からは、越前市白山・坂口地区をモデル地区として里地里山の保全活用を、平成20年度からはコウノトリやコハクチョウなどの大型の水鳥が生息できるウエットランドネットワークの再生を開始し、今年度からは、かつて本県に生息し県の鳥でもあったコウノトリを呼び戻せる環境の再生に着手

コウノトリを呼び戻せる環境の再生について

- ・コウノトリなど水鳥と共存できる農法は、導入初期に農家の負担が大きいため、導入初期の数年間を支援することで普及を促進することが必要
- ・餌場となる河川の自然再生が必要
- ・学校を中心とした子どもと地域、生き物のネットワークの構築を推進するため、ビオトープや学校田などの整備への支援が必要

〇 地方鉄道の活性化に対する支援

- ・ 国は、従来からの「LRTシステム整備費補助」に加え、21年度から「地域公共交通活性化・再生総合事業」によるLRV車両の購入を補助対象として追加
- ・ しかし、1編成2~3億円かかる車両更新費の確保に、各地域とも苦慮
- ・ 環境対策やバリアフリー、まちづくりの観点から、地方鉄道のLRT化は 全国的な流れであり、十分な予算額の確保が必要

予算額の推移 (国費)

LRTシステム整備費補助事業 (補助率: 1/4)

19年度:5.5億 20年度:5.2億 21年度:2.0億

地域公共交通活性化・再生総合事業 (補助率:1/2)

20 年度: 30 億 21 年度: 44 億 (LRV 等車両の購入を対象に追加)

※LRV 以外にもコミュニティバスや乗合タクシー、離島船舶など公共交通全般が対象。21 年度の増分は、前年度の調査事業が実施段階へ移行することへの対応が主

本県の現状

- ・福井鉄道福武線: 4編成の旧型車両についてLRVへの更新が必要
- ・えちぜん鉄道:福武線の相互乗り入れによる市街地の高頻度運行を目標にL RV車両の導入が必要

〇 地域産材を活用した木造住宅への支援

- 地域住宅交付金のうち、地域の独自提案による「提案事業」は枠が限られている。
- ・ そのため、民間住宅の耐震化や省エネ改修など、地域の自主性を活かした 住宅施策を十分に展開できない。
- ・ 国の「経済危機対策」でも住宅の省エネ化(エコハウス化)の加速が位置 付けられており、地域産材を活用した木造住宅への支援など省エネを促進 する事業を「提案事業」の中で別枠化するなど支援策が必要

本県独自の取組み

・ 県内産木材を4割以上活用し、省エネルギー性が高い木造住宅の取得者に対して下記のように補助【21年度~】

敷地面積200㎡以上の場合 50万円/戸上記以外の敷地に建てる場合 30万円/戸



(外務省、文部科学省)

地方の創意を活かす教育体制の整備について

担当部局 総務部大学·私学振興課、教育庁高校教育課、義務教育課

【提案・要望の内容】

1 子どもと向き合う時間を増やす教育環境の充実について

(1) 小中教員の定数配置

教員が子どもたちに向き合う時間を増やし、きめ細やかな教育を行えるよう、本県が独自に実施している「元気福井っ子新笑顔プラン」などをモデルに、学級編制標準の見直しを図ること。

(2) 高校教員の定数配置

現在の教職員定数の算定法は、40人学級の編制を前提としており、少人数の学級編制により学級数を増やしても、教職員の増員はない。

生徒一人ひとりの進路希望や適性に応じた指導を充実し、生徒の学習意 欲や進路意識を向上することができるよう、標準法定数配置の見直しを図 ること。

2 きめ細やかな教育に向けた体制整備への支援について

高校再編に伴う学科の見直しにより、再編直後の高校には、再編後の新学科で学ぶ1年生と、引き続き再編前の旧学科で学ぶ2、3年生が混在し、授業の実施等にあたり困難な面がある。このため、再編を行った高校について、一定期間教員を加配すること。

3 新しい時代に対応した教育について

(1) 職業系高校教員への研修支援

職業系高校の教員が新しい時代に対応した教育を行うため、最新技術の 習得等、資質向上のための研修に対する支援制度を創設すること。

(2) サイエンス教育の充実

本県が実施しているノーベル賞科学者等による高校生を対象とした講義や実験など、地方が独自に実施している小・中・高の各段階における特色あるサイエンス教育事業をモデルとして、児童・生徒の理科、算数・数学に対する興味や関心を高め、学力の向上につながる支援を行うこと。

(3)「希望国際大使(仮称)」の地方への派遣

子ども達の目を世界に開くため、世界各国の駐日大使や国際的に活躍している研究者、芸術家等を「希望国際大使(仮称)」として地方に派遣する 仕組みを作ること。

4 福井大学への国立大学法人運営費交付金の必要額の配分について

規模が小さく、また、教員養成系学部を有するため人件費比率が高い福井大学について、第2期中期目標期間(平成22~27年度)における配分ルールを地方大学の特性に十分配慮した配分ルールに見直し、財政的支援を拡充すること。

5 地域の戦略的大学連携への支援について

総合大学の存在しない地方においても、地域に密着した総合的な研究や教育活動が行えるよう、地域にある大学が戦略的に連携し、資源の有効活用や教育環境を整備する活動を優先的に支援すること。

【現状と課題】

○ 子どもと向き合う時間を増やす教育環境の充実

(1) 小中教員の定数配置

・ 少人数学級編制を行う場合、国の学級編制の標準である40人を下回る分は、地方が負担

(参考) 福井県の学級編制 (元気福井っ子新笑顔プラン)

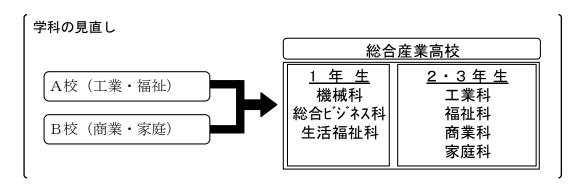
学	年	国の学級 編制基準	福井県の学級編制基準 (新笑顔プラン)	2 1 年度 実施内容
小学	1、2年		40人 非常勤講師の配置 ボランティアの導入	非常勤講師 152人 うち、(国庫) 129人(※) (県負担) 23人 ボランティア 5,500人
学校	3、4年	40人	40人 T・T、少人数指導の強化	
	5、6年		3 6 人	教員加配457人 うち、(国)284人
中	1年		30人	(県) 173人
学校	2、3年		34人 (23年度までに32人へ引き下げ)	

**21 年度要望の結果、小学校非常勤講師 152 名のうち、約17 名が新たに補助 (1/3) 対象に

(2) 高校教員の定数配置

- ・ 中学卒業者数の減少により、学科を問わず40人の学級編制が困難
- ・ 国の算定方法では、全校生徒数に対して教員配置数が決められ、少人数学 級編成を行っても教員数は増加しない。
- ・ このため、国の基準に基づく教員数で少人数学級編制を行うと、教員一人 当たりの授業時間数が増加し、生徒一人ひとりに対する学習指導や授業研 究に十分な時間が取れないおそれ

○ きめ細やかな教育に向けた体制整備への支援



〇 新しい時代に対応した教育

(1) 職業系高校教員への研修支援

- ・ 高校再編計画の実施にあたり、学科の創設やカリキュラムの見直しによる 新たな科目設定を計画しており、指導する教員の養成が必要
- ・ 教員が企業や関係機関で一定期間の研修を行う際、在籍校への代替教員の 配置が必要

(2) サイエンス教育の充実

- ・ 国際的に見て、国内の児童・生徒の理数教科に対する関心が低いとの報告
- ・ 本県では、小学校、中学校、高校の各段階に対応した理数教育事業を実施 し、学校外においても、理科、算数・数学に対する興味や関心を高められ るよう工夫

本県の独自事業

【平成20年度~】

- ・放課後等の生活の場において科学実験等を体験する「サイエンス寺子屋開催事業」
- ・先進的な科学分野に触れる「スーパーサイエンスフォーラム開催事業」
- ・全国・世界に通じる応用力・実践力を伸ばす「ふくい理数グランプリ開催事業」

【平成21年度~】

- ・ロボット制作・制御の体験型学習の場を提供する「ロボット科学技術教育推進事業」
- ・知的探究心を高め、科学者を目指す生徒を育成する「ふくいサイエンス顕彰事業」

(3)「希望国際大使(仮称)」の地方への派遣

- ・ 子どもたちの目を世界に開き、国際社会で活躍する人材の育成を図るうえで、各国の駐日大使をはじめ、国際的に活躍している研究者、芸術家等を地方に派遣し、子ども達が異文化に触れ交流するための講座を行うことは非常に有益
- ・ 本県では、ドイツ駐日大使が県立高校を訪問し、全校生徒に対しEUなど の国際関係について講演(平成21年5月)

〇 福井大学への国立大学法人運営費交付金の必要額の配分

第2期中期目標期間 (H22~27年度) における運営費交付金の配分に ついては、国立大学法人評価委員会による評価の結果を反映することとな っているが、福井大学等の地方大学については、地域における人材の供給 や産業への貢献等地域社会で果たしている役割を適切に評価することが 必要

(参考)	運営費交付金予算額の推移
(シワ)	左 G 艮 人 I) 业 J 升 殴 V) E / 9

(参考) 運営費交付金予算額の推移 (単位:億円)						
	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
福井大学	110	108	105	98	98	99
国立大学全体	12, 415	12, 317	12, 214	12, 043	11, 813	11, 695

深刻な医師不足や周産期医療体制の整備等、病院を取り巻く環境が厳しい 状況の中、地域医療の中核的な医療機関として大学病院に対する期待が高ま ってきていることを考慮し、運営費交付金の算定においては附属病院の機能 強化に配慮した措置が必要

〇 地域の戦略的大学連携への支援

国の戦略的大学連携支援事業

予算額 20年度 30億円 → 21年度 60億円 (新規採択枠 30億円) 本県大学等の採択事業

「個性的な地域創生のための学習コミュニティを基礎とした仮想的総合大学 環境の創造」(20~22年度)

代表校 福井県立大学

連携校 福井工業大学、仁愛女子短期大学、敦賀短期大学、 福井工業高等専門学校

総合大学の数

都市部(三大都市圏) 64大学、 地方 36大学 ※総合大学は、人文・社会・自然科学の3領域に係る学部を有する大学と 定義付け



(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

結婚から出産、学童保育に至る一貫した少子化対策の推進について

担当部局 健康福祉部子ども家庭課、教育庁義務教育課

【提案・要望の内容】

1 子育て家庭における経済的負担の軽減について

本県では、3人目以降の子どもについて、3歳に達するまでの医療・保育に係る経費を無料化する「ふくい3人っ子応援プロジェクト」を実施している。国においても少子化対策として3人以上の子どもを持つ家庭への支援制度の充実を図ること。

2 結婚対策の推進について

(1) 地方が実施する結婚対策への支援

未婚者を対象とした出会いの場の創出については、地域の特性や団体の ノウハウを活かしながら行われており、これをさらに拡大するため、地方 が行う事業に対する助成制度を創設すること。

(2) 国による結婚のイメージアップの実施

結婚に対するイメージアップは、少子化対策の一環として国を挙げて対応し、国民共通の認識を持つことが不可欠である。国においてもメディアを活用した広報活動を進め、適切なメッセージを打ち出すこと。

3 放課後子どもプランにかかる事業の一元化等について

(1) 放課後児童クラブの補助要件の見直し

放課後児童クラブの開所日数の補助要件は年間250日以上であるが、 地域の実情に応じた運営ができるよう、21年度までの特例措置である開 所日数200日以上を継続した上で、開所日数に応じた加算措置を設ける など、制度の見直しを図ること。

(2)「子ども教室」と「児童クラブ」との制度の一元化

子どもたちが楽しみながら充実した放課後を過ごすことができるよう、 国において、所管や事業内容が異なる「放課後子ども教室(文部科学省所管)」と「放課後児童クラブ(厚生労働省所管)」の制度一元化を図ること。

4 全国リレーシンポジウムの福井県開催について

本県において、企業や地域における子育て支援の推進を図るため、官民 連携子育て支援推進フォーラムの全国リレーシンポジウムを平成22年度 に福井県において開催すること。

【現状と課題】

○ 子育て家庭における経済的負担の軽減

- ・ 「予定子ども数」が「理想子ども数」を下回る理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も多く、 $25\sim29$ 歳の年齢層では83.5%、 $30\sim34$ 歳の年齢層では78.7%(第13回出生動向基本調査)
- ・ 税制や社会保障制度等における支援の仕組みづくりが必要

本県独自の制度

- ・子どもが3人以上の世帯については、小学校就学前までの乳幼児医療費を無料化 【13年度~】
- ・「ふくい3人っ子応援プロジェクト」として、第3子以降の子どもが満3歳に達するまでの間の通常保育料、一時保育料等を原則無料化【18年度~】

(参考)「ふくい3人っ子応援プロジェクト」による第3子が3歳に達する までの子育て家庭の経済的負担軽減額(試算)

	事業名 (内容)	軽減額	県予算措置額
>	すくすく保育支援事業	1,058,400 円	174,698 千円
ふく	(保育所入所児童の保育料無料化)	(福井市の保育料を参考に積算)	174,000]
3	保育対策等促進事業	48,000 円	4,098 千円
	(一時保育・特定保育の利用料無料化)	(年 24 回と想定)	4,096 1 円
子片	すみずみ子育てサポート事業	28,000 円	18,937 千円
人っ子応援プ	(一時預かりサービスの利用料無料化)	(半日×年5回と想定)	10,957 🖰
フロジ	病児デイケア促進事業	48,000 円	1,042 千円
ジェ	(病児保育の利用料無料化)	(年 12 回と想定)	1,042 🗀
クト	乳幼児医療費無料化事業	84,000 円	417, 304 千円
·	(乳幼児医療費の無料化)	(1人目から無料)	417, 304 下円
	승 카	1, 266, 400 円	616,079 千円

- ※年収550万円の共働き夫婦で、1歳から保育所に預けたと仮定
- ※妊婦健診費無料化事業は、安心こども基金事業で実施(H21.1.27~)

〇 結婚対策の推進について

平均初婚年齢の上昇

- 3 1037G T BIT - 2 - 2 T						
			昭和 60 年	平成7年	平成 17 年	
男	性	全国	28.2歳	28.5歳	29.8歳	
77	11.	福井県	27.7歳	28.3歳	29.3歳	
+-	性	全国	25.5歳	26.3 歳	28.0歳	
女	1生	福井県	24.8歳	25.9歳	27.4歳	

未婚者の増加(25歳から29歳までの未婚率)

/H H *							
			昭和 60 年	平成7年	平成 17 年		
男	性	全国	60.4%	66. 9%	71.4%		
77	111	福井県	57.1%	63.4%	67. 7%		
+	性	全国	30.6%	48.0%	59.0%		
又	旧土	福井県	19. 1%	39.8%	53. 7%		

本県独自の取組み

・「若者出会い交流応援事業」として、出会いの場の創出事業を行う市町、民間 団体等に助成を実施 【平成17年度~】

参加者数 H20 1,750人(見込み) H19 1,310人

H18 775 人

・民間団体に委託して結婚相談員による結婚相談事業を行うなど、縁結び活動を 実施 【平成6年度~】

H19 57組 H18 55組 成婚数 H20 57 組

〇 放課後子どもプランに係る事業の一元化等

(1) 放課後児童クラブの補助要件の見直し

- ・ 放課後児童クラブの補助を受けるには、年間250日以上開所することが 必要。(年間200日開所で補助対象となる特例措置は、今年度限りで終 了)
- ・ 本県で実施しているクラブの4分の1は250日未満。また、250日以 上開所しているクラブにおいても、土曜日などは利用児童が少ない現状
- 地域により実情は様々であり、各地域の判断により柔軟な運営が可能とす る制度設計が必要

(2)「子ども教室」と「児童クラブ」との制度の一元化

・ 本県では、充実した放課後を実現するため、教育委員会において両制度を一 本化し「放課後子どもクラブ」として実施

本県での活用事例(放課後子どもクラブ)

国の制度(放課後子どもプラン)

放課後子ども教室 | 文部科学省

象:全ての小学生 開設時間:17時まで

事業内容:学習、交流、体験活動

放課後児童クラブ 厚生労働省

対象児童:留守家庭の小学1~3年生

開設時間:18時まで 事業内容:生活・遊びの場

本県での活用

| 放課後子どもクラブ

象:留守家庭の小学生を

含む全ての小学生

開設時間:18時まで

事業内容:生活・遊びの場に加え

学習、交流、体験活動

○ 全国リレーシンポジウムの福井県開催について

・働き方の見直しや仕事と家庭・子育ての両立を促進するため、内閣府が平成 18年度からスタート



(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

健康で安心な暮らしをつくる医療・介護の確保について

担当部局 健康福祉部長寿福祉課、障害福祉課、医務薬務課、健康増進課

【提案・要望の内容】

1 がん対策の推進について

(1)陽子線がん治療の推進

本県を含め全国で整備が進んでいる陽子線がん治療を多くの人々が受けられるよう、早期に医療保険を適用すること。

(2) がん検診の実態把握

がん検診について、市町が行う検診受診状況に加え、職場等で行う検診も含めた地域全体の受診状況を把握する仕組みを、国において整備すること。

併せて、地域全体のがん検診の情報を地方自治体において活用できるようにすること。

(3) がん検診を進める新たな誘導策

がん検診の受診率をさらに向上させるため、医療保険者等に対するがん 検診の義務化や検診受診者ががんに罹患した場合の治療費の減額措置な ど、新たな誘導策を講ずること。

2 地域医療の確保について

(1) 病院等の管理者要件への地域医療経験の追加

地域医療に従事する医師を確保するため、医師が病院・診療所の管理者となる要件に、へき地医療や周産期医療等への従事経験を追加すること。

(2) かかりつけ医の普及

かかりつけ医の普及を進め、地域の医療機関の役割分担と連携による安定した医療体制をつくるため、診療報酬による誘導を行うこと

また、かかりつけ医と副かかりつけ医、専門医という複数の医師がチームを組んで在宅医療を提供できるよう、チームの全ての医師の診療報酬を 優遇する等、診療報酬により24時間安心な、チームによる在宅医療体制づくりを推進すること。

(3) 社会保険病院の機能確保

地域住民に欠くことのできない医療を担っている社会保険病院の譲渡を 進めるに当っては、事前に地元市町に相談を行うとともに、価格等の譲渡 条件に十分な配慮を行うこと。

また、譲渡先が決定しない場合の受け皿づくりについては、これまで医療を提供してきた国の責任において適切に対応すること。

(4) 医学部の定員増を実施した大学への支援

国が打ち出した緊急医師確保対策に基づき、臨時的な医学部定員増を実施する大学に対して、定員増に伴い必要となる財源を確保すること。

また、大学が、効果的な地域医療プログラムが実施できるよう、国立大学法人運営交付金等による財政支援を確実に実施すること。

3 自治体病院の健全経営の確保について

(1) 自治体病院の機能を反映したDPC制度の見直し

精神を含む救急医療、周産期医療、小児救急を含む小児医療を提供している自治体病院について、こうした政策的な医療が一層評価されるよう、DPC制度における加算措置を拡充すること。

(2) 精神科診療報酬の加算の拡充

自治体立の精神科を有する一般病院は、精神科の重症例、急性期、身体 合併症例、児童思春期、依存症治療等の民間では対応が難しい患者に対応 しており、こうした医療の実態を反映した診療報酬の加算を拡充すること。

(3) 救急医療・周産期医療への診療報酬の評価の引き上げ

救急医療・周産期医療については、平成21年度の地方財政措置において、公立病院に関する地方交付税が増額されたが、引き続き地方自治体の財政負担が大きいことから、地域医療にとって必要不可欠なこうした医療を提供していくため、診療報酬の評価を引き上げること。

4 特定健康診査等の実施に対する指導強化について

(1) 医療保険者への指導・監督

平成20年度から医療保険者に実施が義務付けられた特定健康診査および特定保健指導の実施率が低い状況にあることから、医療保険者が適切に 実施するよう指導・監督を強化すること

(2)被扶養者の受診促進

全国健康保険協会を始めとするすべての医療保険者が、年度当初に全対象者に特定健康診査受診券を交付するなど、被扶養者の受診機会の拡大を図る方策を制度化すること。

(3) 労働局による事業所への指導・監督

大多数の事業所が加入する全国健康保険協会が、各事業所による労働安全衛生法に基づく健康診断の実施状況を適切に把握し、未実施事業所を労働局に報告する仕組みを構築すること。

また、労働局は、全国健康保険協会から入手した情報を基に、未実施事業所に対して適切に健康診断を実施するよう指導・監督すること。

5 介護環境の充実について

(1)介護従事者の処遇改善

介護従事者の給与水準引上げや処遇改善が促進されるよう、地域の実情に応じたサービス・規模別のモデル賃金を提示すること。

また、資格・経験を適切に評価するキャリアアップの仕組みづくりにより、今後とも継続して雇用環境が改善するよう支援すること。

(2)介護に対する国民の理解促進

介護人材確保のため、介護労働の重要性や職業としての介護の魅力について、全国規模での広報を行うなど国民の理解を促進する施策を講じること。

(3)介護保険法の改正

介護保険者に対する市町村間の負担の適正化を図るため、介護保険制度における住所地特例を、救護施設や知的障害者更生施設等の福祉施設にも拡大すること。

6 自殺予防対策について

(1) 自殺詳細情報の早期公表と役割の明確化

市町村が地域の特性に応じ、自殺者数を減少させる実効性の高い施策を 推進するため、国において月ごとの市町村別自殺者数および動機等の情報 を早期に公表するよう必要な措置を講じるとともに、市町村が自殺予防対 策に果たすべき役割を明確にすること。

(2) ストレスチェックの義務化

企業健診や特定健診において、ストレスチェックを義務検査項目にする ことにより、中高年のうつの早期発見・治療につなげる対策を講ずること。

【現状と課題】

〇 がん対策の推進

(1)陽子線がん治療の推進

- ・ 現在、本県では23年3月の治療開始をめざして、陽子線がん治療施設を 県立病院に整備中
- ・ 陽子線がん治療は医療保険が未適用のため、約240万円~300万円の 治療費は全額患者負担
- 全国では、平成20年10月に南東北がん陽子線治療センターが治療開始 し、本県を含め名古屋市(平成23年度治療開始)、鹿児島県(平成23 年治度治療開始)で陽子線治療施設を整備中

本県独自の取組み

- ・若狭湾エネルギー研究センターで、これまで 5.6 人のがん患者に対して陽子線 治療研究を実施【1.4年度~】
- ・粒子線がん治療施設をもつ13県市により「全国粒子線治療促進協議会」を今年5月に設立(会長:福井県知事)。粒子線治療の普及と保険適用活動を展開

全国の陽子線がん治療(研究)施設

- (国) | 筑波大学陽子線医学利用研究センター 、 | 国立がんセンター東病院
- (県) 若狭湾エネルギー研究センター、*兵庫県立粒子線医療センター* 静岡県立静岡がんセンター

(民間) 南東北がん陽子線治療センター

※斜体の施設では先進医療を実施

(2) がん検診の実態把握

がん検診の実施態様	国	福井県
①市町村による健康増進事業 (努力義務)	3 年ごとに約 30	毎年全数把握 (国へ報告)
②事業者による福利厚生事業(任意)	万世帯をサンプ	毎年全数把握
③健康保険組合による保険事業(任意)	ル調査	毎年全数把握
④人間ドック(任意)		毎年全数把握

・ 国が平成19年度に策定した「がん対策推進基本計画」において、検診受 診率の目標として定めた5年以内の50%達成を実現するためには、市町 のみならず職場等の受診状況を把握し、総合的ながん対策の実施が必要

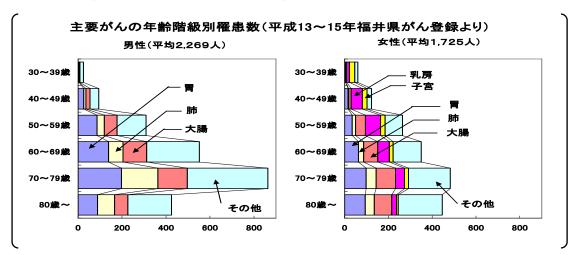
垣 土 目 に お け	るがん検診受診者数	(亚成10年度)
伸井歩にあり	るかん快砂文砂白奴	(半成19半段)

種	別	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮がん	乳がん
	受診者数	22, 483	49, 073	40, 227	27, 073	21, 455
市町	受診率	13.9%	30.3%	22.6%	23. 2%	22.6%
	受診者数	63, 939	120, 039	69, 648	17, 832	15, 436
職域	受診率	23. 2%	43. 7%	26.9%	8.6%	11.3%
	受診者数	86, 422	169, 112	109, 875	44, 905	36, 891
全体	受診率	19.8%	38. 7%	25. 2%	13.8%	15. 9%

胃・肺・大腸・乳がんは40歳以上、子宮がんは20歳以上

(3) がん検診を進める新たな誘導策

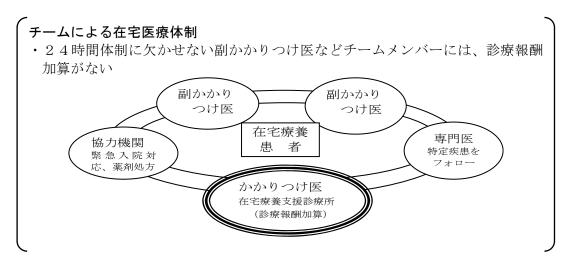
- 国の受診率の目標を実現するためには、市町のみならず職場等での検診が 重要であるが、従来の普及啓発による個人への働きかけでは限界
- ・ 本県においては、市町村のほか、労働局、医療保険者等関係団体に協力を 要請しているが、大幅に受診率を向上させるためには、がん検診受診者に 対する経済的メリットなどの新たな誘導策が必要



〇 地域医療の確保

- (1)病院等の管理者要件への地域医療経験の追加
- (2) かかりつけ医の普及
 - ・ 軽症時には身近な「かかりつけ医」への受診を奨励し、必要以上の救急医療機関への受診を抑制するなど、医療機関の役割分担を進める必要

- ・ 大病院から「かかりつけ医」への誘導を図るため、200床以上の特定療養費対象病院に認められている「特定療養費」の徴収を、200床未満の病院にも拡大すべき
- 在宅療養患者のケアは、夜間早朝を問わず24時間対応することが求められているが、単独の医療機関では24時間体制の構築は不可能
- ・ このため、複数の医療機関がチームを組んで在宅医療体制を構築する必要があるが、診療報酬上の優遇措置を受けられるのは、現行制度ではかかりつけ医(在宅療養支援診療所)に限られるため、チーム結成の障害となっている。



- また、病院間の役割分担を進めるには、地域連携クリティカルパスの導入 も有効
- 現在は大腿骨頚部骨折と脳卒中のみ診療報酬の加算があるが、パスの普及のため糖尿病や心筋梗塞、がんにも対象を拡大することが必要

本県独自の取組み

・坂井市や高浜町において平成20年度から在宅ケアネットワークづくりを開始

(参考) 地域連携クリティカルパス

- ・急性期病院から回復期病院に至るまで、治療にあたる複数の医療機関が一連の 診療計画を作成し、実際に診療に使用
- ・地域の医療機関や介護施設間で患者情報を共有することにより、切れ目ない治療やリハビリが可能

(3) 社会保険病院の機能確保

・福井社会保険病院および社会保険高浜病院の地域医療における役割

病院名	地域医療における役割			
福井社会保険病院 【H11 新築】	○奥越医療圏随一の中核的な病院○奥越医療圏唯一の二次救急輪番制病院○災害拠点病院○軽微な被ばく負傷者受入病院の支援病院○介護老人保健施設等を併設した保健・医療・福祉の拠点病院			
 社会保険高浜病院	○大飯郡(高浜町およびおおい町)唯一の病院			
【S46 新築】	○軽微な被ばく負傷者受入病院			
【S58 増築 (病棟等)】	○介護老人保健施設等を併設した保健・医療・福祉			
【H4 増築(本館)】	の拠点病院			

(参考)

国立病院の再編時における譲渡価格等の特例制度

	国立病院職員の引継ぎ状況					
	1/2以上	1/2以上 1/3以上1/2未満 1/3未満				
地方公共	無償	8 割引	5割引			
団体	(過疎地域等9割引) (過疎地域等7割引					
公的医療	9 割引	7割5分引	4割5分引			
機関等	(過疎地域等無償)	(過疎地域等8割引)	(過疎地域等5割引)			

医療機関の設備整備および運営費への補助

- ・医療機関の整備費の補助 国立病院資産の減額譲渡を受けて開設する医療機関の施設・設備の整備費用の うち1/2を国が補助
- ・医療機関の運営費の補助 職員1/3以上を引き継いで譲渡を受けた医療機関の運営費を、国が5年間補助

(4) 医学部の定員増を実施した大学への支援

- ・ 従来から医師の養成については、国の責任において実施
- 総合医など地域医療を担う医師の養成を行うプログラムを実施するため、 特別の支援が必要

本県の取組み

福井大学医学部の入学定員増に伴い、奨学金制度を創設【21年度~】

対 象 者 平成21年度~平成29年度入学の福井大学医学部生 毎年5名

貸 与 額 1年生 2,117,800 円、2~6年生 1,735,800 円 6年間計 10,796,800 円

返還免除条件 知事が定める医療機関で9年間、診療に従事すること

※奨学金制度創設に伴う福井県の財政負担額 486百万円

〇 自治体病院の健全経営の確保

(1) 自治体病院の機能を反映したDPC制度の見直し

・ 現行のDPC制度(疾病毎に医療費を計算する方式)では、自治体病院が 担っている救急や周産期、へき地医療等の政策的な医療を評価する仕組み が不足しており、見直しが必要

(2)精神科診療報酬の加算の拡充

(参考) 現行の診療報酬制度上の精神科入院料加算措置

重症例 } 精神科救急入院料に内含 急性期 }

身体合併症例 300点~200点(当該疾患の治療開始から7日間限り) 児童思春期 650点(当該病棟または治療室に常勤医師2名以上配置)

依存症例 なし

(3) 救急や周産期医療等への診療報酬の評価の引き上げ

(参考) 21年度に措置された交付税措置

	平成20年度	平成21年度
救急医療	15,300 千円/箇所(Aランク)	概ね5割程度増
	1,760 千円/床(救命救急センター)	概ね5割程度増
周産期医療	2,438 千円/床	概ね5割程度増

〇 特定健康診査等の実施に対する指導強化

- ・ 本県では、県全体の実施率目標(平成24年度)として、特定健康診査を 70%以上、特定保健指導を45%以上と設定
- 目標受診率を達成するためには、県内特定健康診査対象者の4割以上を占める全国健康保険協会の加入者が確実に受診することが不可欠

(参考) 本県の特定健康診査対象者数と20年度の受診率見込(21年2月調査)

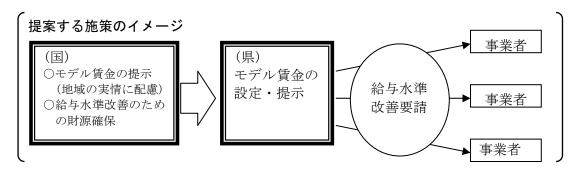
対象者数全国健康保険協会131千人(43%)受診率31.8%健康保険組合
共済組合
国民健康保険12千人
20千人
140千人
計73.0%
80.6%
22.9%
(平均)32.5%

全国健康保険協会の被扶養者の受診率 12.5%

〇 介護環境の充実

(1) 介護従事者の処遇改善、(2) 介護に対する国民の理解促進

- 介護分野は、他の産業に比較して給与水準が低いことから、介護報酬改定 が給与に反映されるよう早急な改善を促す必要
- 介護従事者が生涯設計をたてられるようなモデル賃金等を提示するなど、 長期的展望を示すことにより、人材確保と離職防止を図る必要
- 将来にわたる介護人材を安定的に確保していくためには、若年層の理解を 深め、就業意欲を喚起する方策が必要



本県の現状

1000000					
項目	介護職員	全産業	(参考) 全国の介護職員		
給与水準 (月額)	218.4 千円	286.7千円	224.2 千円		
離職率 (訪問介護員+介護職員)	15.7%	13.5%	21.6%		
3年以内の早期離職者の割合	72.3%		74.7%		

出典:県・介護労働安定センター「介護労働実態調査」、厚生労働省「雇用動向調査」

(3)介護保険法の改正

- ・ 介護保険法における住所地特例の対象施設は介護保険施設、特定施設、養護老人ホームのみで、これら以外の施設からの入所の場合には特例制度は 適用されない。
- ・ 他の市町村の住民を受け入れる福祉施設が多く所在する市町村では、財政 負担が増加することから、市町村間の財政負担の適正化が必要

本県の住所地特例適用除外となる主な施設・定員数

- ・救護施設(1施設・定員150人)住所地特例による65歳以上の入所者:71人
- ・身体障害者福祉施設(12施設・定員880人)
- ・知的障害者福祉施設(15施設・947人)

116 人

(参考) 住所地特例

高齢者(被保険者)が他の市町村にある施設に入所して住所を変更した場合、施設所在地の市町村ではなく、施設入所直前の住所地である市町村が保険者となる特例制度

〇 自殺予防対策

(1) 自殺詳細情報の早期公表と役割の明確化

- 人口動態統計による月ごとの都道府県別自殺者数の公表は5か月後、年間の市町村別自殺者数の公表は10か月後と極めて遅い公表
- ・ 自殺対策基本法では、地方公共団体としての責務は示されているが、県と 市町村の役割分担が明確にされていないため、市町村において積極的に対 策を講じ難い状況

(2) ストレスチェックの義務化

・ 中高年層への対策を充実するには、うつ病の早期発見・治療が効果的。健 診にストレスチェックを追加

本県独自の取組み

- ・精神科医、警察、行政機関、民間団体等で構成する自殺・ストレス防止対策協 議会を設置し、県内自殺者の実態を分析し、対策について検討【18年度~】
- ・集団診査時におけるストレスチェックをモデル地区で導入

【20年度~】

・企業健診等でのストレスチェック導入を企業に働きかけ

【20年度~】



(農林水産省)

暮らしの豊かさを支える農林水産業の再生について

担当部局農林水産部政策推進グループ、農林水産振興課、水田農業経営課、水産課、森づくり課

【提案・要望の内容】

1 農家が安心して営農を継続できる政策の展開について

米の生産調整の見直しの検討に当たっては、農家所得の確保を十分に考慮するとともに、農業者間の公平性を確保すること。

2 国と地方が一体となって行う農業の再生について

(1)消費者と支えあう農業の実現

国内農業の持続的発展と食料自給率向上のため、食育や地産地消の強化等を通して、消費者が自らの意思で「安全安心な国産農産物を選ぶ」よう意識啓発や環境づくりを進めること。

(2) 中山間地域等直接支払交付金制度の継続・拡充

中山間地域等直接支払制度は、中山間地域における耕作放棄地の拡大防止に大きな役割を果たしており、平成22年度以降も制度を継続し、その内容を充実すること。

3 森林整備法人の経営改善について

(1) 定額助成方式による森林整備事業の拡充

平成21年度に新規創設された「条件不利森林公的整備緊急特別対策 事業」について、定額単価限度額の引上げ等の制度拡充と平成25年度 以降の継続を図ること。

(2) 利子負担を解消するための新たな措置

森林整備法人への抜本的な金融措置として、日本政策金融公庫における 過去の有利子借入金について、無利子資金への借換制度の創設、任意繰上 償還およびこれに係る償還財源確保のための起債制度を創設すること。

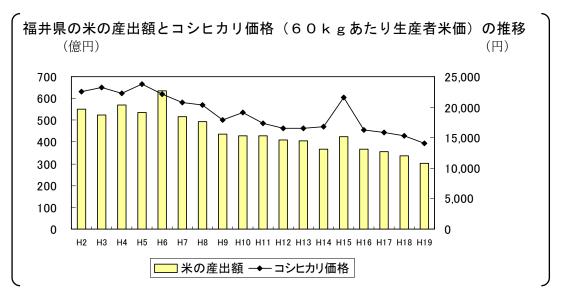
4 新しい魚価安定対策の創設について

中小規模の産地市場において、突発的な大漁時など、低価格落札による 魚価の低下を防止し漁業者の手取りを確保するため、水産業協同組合等に よる「買い支え」を支援する共済制度を創設すること。

【現状と課題】

○ 農家が安心して営農を継続できる政策の展開

・ 本県は昭和46年の制度導入以来、国策としての米の生産調整に協力して きたが、米価は平成5年以降、年々下落し、農家の生産意欲の減退が懸念



・ 現在、国では農政改革の基本方向について検討されているが、生産調整の 見直しにあたっては、農家が将来に向けて意欲を持って取り組めるともに、 米の生産過剰を招かないような制度とすることが必要

〇 国と地方が一体となって行う農業の再生

(1)消費者と支えあう農業の実現

- ・ 安価な輸入農産物に対し、消費者が「安全安心な国産農産物を選ぶ」よう になるためには、国内産品の消費拡大や、エコ農産物をはじめとした農畜 産物における生産費等の正当な価格転嫁の実現が必要
- ・ 本県では平成20年度に策定した「ふくいの農業・農村再生計画」において「消費者と支えあう農業プロジェクト」を設定し、食育や地産地消、エコ農業、都市農村交流等を通して、消費者への農業理解を促進
- ・ 国においても、「人」と「食材」の交流拠点となる直売所等の活性化や、 消費者と生産者の距離を縮める体験型農業の拡大、高い食味や機能性等の PRなど消費者の国内農産物に対する理解を促進する方策を強化し、総合 的な消費者対策を展開する必要

(2) 中山間地域等直接支払交付金制度の継続・拡充

- ・ 当制度は農業生産条件が不利な中山間地域を支援する制度として、平成 12年度から実施(実施期間:平成17年~平成21年度(二期対策))
- ・ 中山間地域における耕作放棄地の抑制に大きな効果を発揮
- ・ 今後、さらに耕作放棄地の抑制を図るため、遡及返還義務の緩和など対象 集落が参加しやすい制度とすることが必要

本県での耕作放棄地増加率

	平成7年~平成12年	平成12年~17年
耕作放棄地増加率	約70%	5 %

当制度は県下17市町すべてにおいて実施

本県の実施状況

平成20年度

- ・実施数 対象集落389のうち約300集落が実施
- ・実施額 374,092千円

財源内訳:国1/2、県1/4、市町1/4 知事特認地域は1/3ずつ

○ 森林整備法人の経営改善

(1) 定額助成方式による森林整備事業の拡充

- ・ 平成21年度に創設された条件不利森林公的整備緊急特別対策事業(国10/10)の活用は、借入金の累増を抑制する面において効果は大きい。
- ・ しかし、現在の定額単価限度額(25万円/ha)では、間伐に加え枝打ち作業を行うには充分ではない。
- ・ 将来の木材販売を見据えた良質材生産の観点から、枝打ち作業が充分実施できるよう定額単価を引き上げるとともに、全ての森林において活用を図るため、現在平成24年度までとなっている事業期間について延長が必要

(参考)

間伐と併せて枝打ちを行う場合の必要経費

間伐経費: 約18万円

枝打ち経費:約27万円 計45万円

森林整備法人が管理する県内の森林面積のうち、間伐等が必要な面積

間 伐: 約5,000ha(4齢級~6齢級) 枝打ち: 約2,200ha(3齢級~6齢級)

(2) 利子負担を解消するための新たな措置

・ 本県ではこれまで、日本政策金融公庫資金における金融措置については、 低利借換、任意繰上償還等の措置により、約142億円の利息負担が軽減

(参考) これまでの融資制度改善

公庫借入金の低利借換(分収林機能高度化資金、施業転換資金)

公庫借入金の任意繰上償還制度の活用

公庫無利子融資制度の活用(森林整備活性化資金)

区分	実施期間	借換元金	利率	利息軽減
分収林機能高度化資金	H11∼H14	15 億円	3.5%~6.5%	5 億円
施業転換資金	H15∼H17	72 億円	3. 5%~6. 5%	37 億円
任意繰上償還制度	H17 • H19	79 億円	3. 5%~6. 5%	100 億円
計		166 億円		142 億円

- ・ しかし、依然として利率1.80% (平成21年5月現在公庫基本金利) 以上の高利な借入金をはじめとして、有利子借入金112億円による将来 の利子負担が森林整備法人の経営を圧迫
- ・ 今後の利子負担を解消するため、すべての有利子借入金を対象として、無 利子資金への借換制度や任意繰上償還制度の創設が必要
- ・ さらに、任意繰上償還に係る償還財源を確保するため、県の森林整備法人 への無利子貸付に対する起債制度の創設が必要

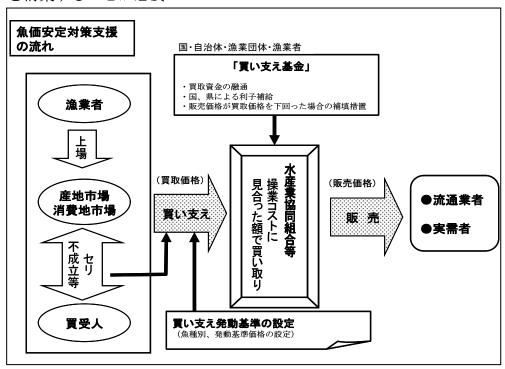
•					
	_		_	現	.1 15
	\mathbf{x}	18	711	+8	1 −
	~	ᅑ	v	νπ.	1/

• (社)ふぐ	くい農林水産支援セン	ンター借入金状況	(19年度末)	単位:億円
---------	------------	----------	---------	-------

	元 金	将来利息	要償還額
日本政策金融公庫	1 2 7	4 0	167
$(3.35\% \sim 0.70\%)$	1 1 2	4 0	152
(0.00%)	1 5	0	1 5
市中金融機関(1.60%~0.64%)	7 1	1 2	8 3
福井県(2.90%~0.00%)	293	188	481
計	491	2 4 0	7 3 1

〇 新しい魚価安定対策の創設

- ・ 漁業においては、魚価の低迷に加え、燃料や資材価格の上昇により採算性が 悪化し、漁業者の所得が低下
- ・ 魚価はセリにより価格が決定されるが、最低限の収益が確保されるよう、共済制度による販売価格と買い取り価格の差額の補てんなどセーフティネット を構築することが必要





(警察庁、総務省、国土交通省、環境省)

県民の安全を確保する仕組みの充実・強化について

担当部局 総合政策部交通まちづくり課、情報政策課、安全環境部循環社会推進課、警察本部警備部警備課、生活安全部地域課

【提案・要望の内容】

1 原子力発電所の警戒警備の強化について

原子力発電所に対するテロの未然防止、原子力防災、国民保護対策等の 観点から、原子力発電所に対する監視活動等の一層の強化を図るため、高 解像度のヘリコプター搭載用テレビカメラシステムおよび同システムに対 応した地上設備等を整備すること。

2 通信指令機能の強化について

犯罪被害者、事件事故関係者等からの110番通報に対する的確な受理、迅速な指令等、通信指令機能の一層の強化を図るための基本システム等を整備すること。

3 第4種踏切の安全対策について

廃止、統合が困難な第4種踏切の安全対策について、踏切道改良促進法 による補助の対象とならない農道や里道と交差する踏切においても速やか に整備が進むよう、補助制度を見直すこと。

4 地上デジタル放送への円滑移行について

(1) 全世帯への普及促進

全ての国民が格差なく地上デジタル放送を視聴できるよう、アナログ中継局エリアをカバーできるデジタル中継局が早期に設置されるよう放送事業者を指導すること。

辺地共聴施設の整備への支援は、国の補助を受けて整備が行われたケーブルテレビのサービスエリア内であっても、対象とすること。

(2) 不法投棄の防止

地上デジタル放送への移行に伴う不法投棄を抑制するため、アナログテレビを販売店に持参した場合にエコポイントを追加するなど、消費者が負担するアナログテレビのリサイクル料金を軽減すること。

また、地上デジタル放送に関する国民への広報に当たっては、リサイクルについても十分な情報提供を行うこと。

【現状と課題】

原子力発電所の警戒警備の強化

・ 平成8年度に導入された現在のヘリコプター搭載用テレビカメラシステム等は、解像度が低く細部の映像が不鮮明。また、導入から12年以上が経ち、経年劣化によるトラブルが多い。

・ 15基の原子力発電所が集中する福井県において、監視活動等の一層の 強化は、テロの未然防止、原子力防災および国民保護の観点から極めて 重要であり、国が責任をもって整備・更新することが必要

国費により整備が行われた自治体

12都道府県(うち、新潟県と静岡県は原発立地県)

〇 通信指令機能の強化

・ 平成12年度に整備された現在の通信指令基本システム(110番受理 台・無線指令台)は、緊急配備などで必要な支援システムとともに老朽 化が著しく、110番に対するより迅速的確な受理・指令等が困難

〇 第4種踏切の安全対策

- ・ 踏切道改良促進法に基づく「踏切保安設備整備費補助金」では、道路法 上の認定を受けていない農道や里道と交差する踏切は補助対象外
- ・ また、鉄道事業者が行う国の補助事業「鉄道軌道輸送高度化事業費補助金」においては、第4種踏切は原則廃止する方向であり、遮断機・警報機の設置は補助対象外

本県の状況

全踏切数458か所

うち第4種踏切 鉄道6路線で77か所(全体の約17%)

(ほとんどが農道や里道と交差する遮断機および警報機のない踏切)

設備費用:1か所当たり 約2千万円

〇 地上デジタル放送への円滑移行

(1) 全世帯への普及促進

- ・ 地上デジタル放送へ移行した場合、辺地共聴施設の改修が必要となる世帯を含め、約13,000世帯(県内世帯の約5%)が視聴困難となるとの見込みがあり、電波を届けるには十分な数の中継局設置が必要
- ・ 中継局が設置されるまで、そのエリア内でデジタル波の受信の準備ができないため、中継局を可能な限り早期に整備することが必要
- ・ 現在、国の補助を受けて整備が行われたCATVのサービスエリア内では、 辺地共聴施設の整備に対する国等の支援がないため、住民の負担が大きい。

(参考)	一般家庭の費用負担の例	列
------	-------------	---

	初期費用	月々の費用	備考
ケーブルテレビ	58,000 円	2,700円	
辺地共聴施設	150,000 円	500 円	支援措置なしの場合
	7,000 円	500 円	NHK の支援がある場合



(2) 不法投棄の防止

平成21年1月から平成23年12月までに、県内において最大25万8 千台のアナログテレビが廃棄される見込み

アナログ放送終了時期 平成23年7月24日 県内のテレビの不法投棄台数は年々増加

226台(13年度) 297台(16年度) 314台(19年度) ブラウン管テレビのリサイクル料金2,835円(16型以上)1,785円(15型以下)



(総務省、文部科学省、国土交通省、西日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱)

ハード・ソフト両面による災害対策の強化について

担当部局 総務部大学・私学振興課、安全環境部危機対策・防災課、土木部道路保全課、 河川課、砂防海岸課、港湾空港課、建築住宅課、教育庁生涯学習課、学校教育振興課

【提案・要望の内容】

1 足羽川ダムの早期建設について

流域県民の生命財産を水害から守るため、足羽川ダムの早期建設を図ること。

また、洪水時以外は貯水しない流水型の治水ダムであることを踏まえ、 洪水調整地および周辺地域の自然環境等に与える影響や利活用について 調査研究を行うこと。

2 地震発生メカニズムへの対策について

地震発生確率が低いとされる石川県、新潟県で大規模な地震が続けて発生していることから、国や電力事業者が若狭湾等で実施した海上音波探査結果を活用するなど、日本海側で発生している地震の発生メカニズムを早急に解明すること。

3 学校施設の耐震化の促進について

(1) 耐震補強工事の補助率の引き上げ等

耐震補強工事に対する補助率の引上げを23年度以降も継続すること。 また、倒壊または崩壊の危険性が高い建物だけでなく、耐震化を図る必要がある全ての建物について補助率を引き上げること。

小・中学校の耐震化を促進するため、「安全・安心な学校づくり交付金」の国庫補助単価は、平成22年度以降も実勢単価ベースの補助とすること。

(2) 交付税措置の地域差の解消

学校施設の耐震化を計画的に実施できるように、学校教育施設等整備事業債等の充当率および元利償還金に対する後年度交付税措置の地域における差を解消し、全国同水準とすること。

(3) 私立学校施設の耐震化の促進

私立学校の教育施設についても、耐震工事の補助率を引き上げるとともに、現在対象となっていない耐震化のための改築工事等を補助対象に加えること。

4 公民館等公共施設の耐震化への支援について

大規模災害時には地域の防災拠点として機能する公民館等公共施設の 耐震化工事について、財政支援制度を創設・拡充して地方の実質負担を軽 減すること。

5 木造住宅の耐震化工事への支援について

地方公共団体が行う民間木造住宅の耐震化工事に対する補助事業について、地域住宅交付金を十分に活用できるよう制度の見直しを行うこと。

6 「保全系事業」への重点配分について

今後急速に老朽化が進む橋梁、トンネル等の社会資本を安全・安心に長く使う「保全系事業」に対し、国の支援を充実・強化すること。

7 降雪時における交通機能の確保について

降雪時の円滑な交通を確保するため、国が管理する国道および高速道路において、倒木の未然防止対策をはじめ、厳重なタイヤチェック体制の強化、融雪施設などの整備や機能確保による雪害対策の充実強化を引き続き行うこと。

北陸自動車道の豪雪区間で通行止めが発生した際、反対車線を活用するなどして滞留した自動車を速やかに退出させ、早期に渋滞を解消すること。

8 水防テレメータ整備への支援の拡充について

水防テレメータシステムの整備にあたっては、設備の新設・改良だけでなく、老朽化した設備の機器更新についても補助対象とするよう、支援制度の拡充を図ること。

【現状と課題】

○ 足羽川ダムの早期建設

- ・ 足羽川ダムの早期建設を図るため、補償基準の提示・妥結後は、用地交渉、 用地買収に速やかに着手することが必要
- ・ 流水型ダムは島根県に1か所あるが、これまで流水型ダムに関する環境影響評価の例はない。
- ・ しかし、足羽川ダムの事業実施区域は、背後にブナ自然林が広範囲に分布 し、クマタカ等の希少猛禽類が生息する自然豊かな地域であることから、 自然環境等に与える影響について、環境のみならず事業特性に精通した専 門家による調査研究を行うことが必要

足羽川ダム計画に関する最近の状況

H19. 3~10 地元と「足羽川ダム建設事業に係る調査の実施に関する協定」を 締結。順次、用地測量開始

H20. 8. 1 環境影響評価法に基づく方法書が決定。準備書作成に向けた調査 を開始

H20. 9 物件調査に着手

H21. 3 環境影響評価準備書の公告・縦覧開始

〇 地震発生メカニズムへの対策

- ・ 国は、平成20年3月に電力事業者が報告した原子力発電所の耐震安全性 評価結果報告を確認するため、若狭湾等で海上音波探査を実施し、平成 21年2月には、活断層等に係る評価の中間的整理を実施
- ・ 「地震調査研究推進本部」でも国や電力事業者の探査結果を有効活用するな ど、早急に地震の発生メカニズムを解明することが、地方公共団体の震災対 策を強化する上でも重要

〇 学校施設の耐震化の促進

(1) 耐震補強工事の補助率の引き上げ等

- ・ 地震防災対策特別措置法の改正により、Is値0.3未満の建物については、補助率の引上げおよび地方財政措置の拡充が行われた。
- ・ 棟数が多い Is値0.3以上の建物についても同様の措置が必要

Is 値ごとの負担割合

Is 値	県内の 棟数	補助率	交付税措置	地元負担	地震防災対策 強化地域	
0.3未満	4 7	66.7%	20%	13.3%	13.3%	
0.3以上	3 4 8	50%	18.8%	3 1. 2 %	13.3%	

本県の現状

福井県の耐震化率 66.0% (平成21年4月1日現在)

- ・ 上記補助率の引上げが同法附則により平成23年3月末までとされている。
- ・ 平成20、21年度は実勢単価に基づき国庫補助が行われるが、22年度 以降について国は明確にしていない

(2) 交付税措置の地域差の解消

- ・ 岩手・宮城内陸地震 (H20.6 M7.2)、能登半島地震 (H19.3 M6.9)、福岡県西方沖地震 (H17.3 M7.0)、新潟中越地震 (H16.10 M6.8) など、地震防災対策強化地域である東海地域以外でも大地震が発生
- ・ Is 値 0.3 未満の建物については、地震防災対策強化地域と同様の充当率、 措置率に引き上げられたが、0.3以上の建物についても、地域における 差異を解消することが適当

学校施設の耐震補強事業に対する交付税措置(Is値0.3以上の場合)

地震防災対策強化地域(東海地域) その他の地域

起債充当率 90% 起債充当率 75% 交付税措置 2/3 交付税措置 1/2

(3) 私立学校施設の耐震化の促進

・ 校舎の耐震化は、公立・私立を問わず重要な課題。私立学校にも公立学校に準じた支援措置が必要

国の補助率

102 11112	_			
工事	種別	Is 値	公立	私立
補	強	Is 値 0.3 未満	2/3	1/2 (20年度補正~)
衎	刀虫	Is 値 0.3 以上	1/2	1/3
改	築	Is 値 0.3 未満	1/2	 補助なし(幼稚園除く)
L)X	采	Is 値 0.3 以上	1/3	情切なし(列作園原へ)

県内私立学校の耐震化の対応状況

建築物の棟数 (幼・小・中・高)	耐震化が必要 な建築物	耐震診断済み棟数
129棟	5 4 棟	14棟(0.3未満 9棟) (0.3以上 5棟)

〇 公民館等公共施設の耐震化への支援

- ・ 公民館等の公共施設は、災害時の避難施設として地域防災計画に位置付け
- ・ 公共施設の耐震化を支援する国の現行制度では、施設設置者である地方公 共団体の費用負担が大きく、公民館等公共施設の耐震化は進んでいない。
- ・ 避難場所に指定されている県内160の公民館のうち、1/3程度は耐震 補強工事が必要

耐震化における地方の実質的負担

	- 1- 1- 1- 1-	
施設種別	地方の負担比率	財源の種別
公立学校	13. $3 \sim 31. 2\%$	交付税
公民館	$4~0 \sim 5~5\%$	交付税
公氏語	6 7 %	補助金

県内公民館の現状

福井県内の公民館数			
	うち避難所		
		うち耐震補強必要	
2 0 4	160	5 5	

〇 木造住宅の耐震化工事への支援

- ・ 地方公共団体が行う木造住宅の耐震化工事に対する補助事業は、地域住宅 交付金の対象であるが、対象となる建物に制限があり、また、補助率も低い。
- ・ 要件緩和および補助率の引上げが必要

国の補助制度(21年度1次補正)

住宅,建築物耐震改修事業(国土交通省)

補助要件	補助率
外壁から前面道路までの間隔が一定以内の建物	11.5%
Is 値 0.3 未満相当の建物等	11.5%
収入分位が 40%以下の世帯	11.5%
避難路・緊急輸送道路を閉塞する建物	1/6~1/3

本県独自の取組み

木造住宅の耐震化工事について県内市町と連携して支援【20年度~】

補助対象 耐震診断で耐震性が不足していると判定された住宅

補助率 改修 補助対象限度額 90万円/戸

負担割合 県1/3 市町1/3 住宅所有者1/3

〇 「保全系事業」への重点配分

- ・ 大規模な社会資本整備が進められてきた結果、地方が管理する橋梁、トンネルをはじめとする公共土木施設や基幹的農業施設についても経年化が進み機能低下の懸念有
- ・ 学校施設については、少子化が進む中、統廃合後の校舎や空き教室などの 学校施設を今後どのように有効に活用するかが大きな課題

保全系事業とは(定義)

経年化による機能低下等のみられる公共的施設、統廃合により使われなくなった校舎等について、補修・改修により長寿命化を図る事業

国による補助制度

1000 11100 1100				
	補助率	補 助 要 件		
橋梁	1/2	橋梁長15m以上、総額1億円以上の工事 平成24年度以降は長寿命化計画が必要		
トンネル	_	_		
港湾	1/3	総額2~5億円の工事 平成24年度以降は長寿命化計画が必要		

本県の状況

○橋梁

22年度までに2,346橋(15m以上)について長寿命化修繕計画を 策定するとともに、緊急輸送道路等の橋梁について予防修繕工事を前倒し

- H 2 1 補修等経費 2, 1 4 1 百万円
- ○トンネル

きめ細かな点検を行うことで施設の損傷等の早期発見に努め、補修を最小限に留めるなどコスト縮減に努めているが、非常用施設、照明施設、換気施設など、トンネル付属施設の更新費用は現在補助対象外

- · H 2 1 補修等経費 197 百万円
- ○港湾施設

平成20年度から長寿命化計画を順次策定し、計画的に補修を実施

• H 2 1 補修等経費 3 3 百万円

〇 降雪時における交通機能の確保

- ・ 北陸自動車道が通行止めになった場合には、本県の経済活動に影響を与えるとともに、大きなイメージダウンに直結することから、除雪体制の充実強化が引き続き必要
- ・ 平成18年豪雪以降、装備の増強等が図られてきているが、本県内の豪雪 地帯である敦賀〜今庄間は縦断勾配が4%を越える急峻な地形であり、融 雪装置の整備などさらなる充実強化が必要

〇 水防テレメータ整備への支援の拡充

- 水防テレメータ設備の機器は高額なうえ耐用年数が10年程度と短い。
- 平成6~9年に県が整備した設備については、既に11~14年が経過しており、早期更新が必要
- しかしながら、設備の「更新」は国庫補助対象とならない。
- 設備の更新についても補助対象とするよう、支援制度の拡充を図ることが 必要

全県水防テレメータ整備の経緯

- ・H6~9 県単独費により県庁統制局や監視局等を整備 県庁統制局1、監視局13、水位局41、雨量局15 等 事業費 約13億円
- ・H10 補助事業により県庁・福井河川国道事務所間の多重無線を整備
- ・H14~21 補助事業により雨量局、水位局の増設、監視カメラの設置および洪水予報システムを整備